

# 平成 29 年度第 4 回 八戸市健康福祉審議会

## 介護・高齢福祉専門分科会

日 時 平成 29 年 12 月 20 日（木）13：30～

場 所 八戸市庁 本館 3 階第 3 委員会室

### 次 第

#### 1. 開会

#### 2. 議事

- (1) 八戸市高齢者福祉計画素案について（高齢福祉課・介護保険課）

…………… 資料 1

- (2) 第 7 期計画における介護サービス基盤整備（案）について（介護保険課）

…………… 資料 2

- (3) 八戸市高齢者福祉計画素案に対するパブリックコメント実施について  
（介護保険課）

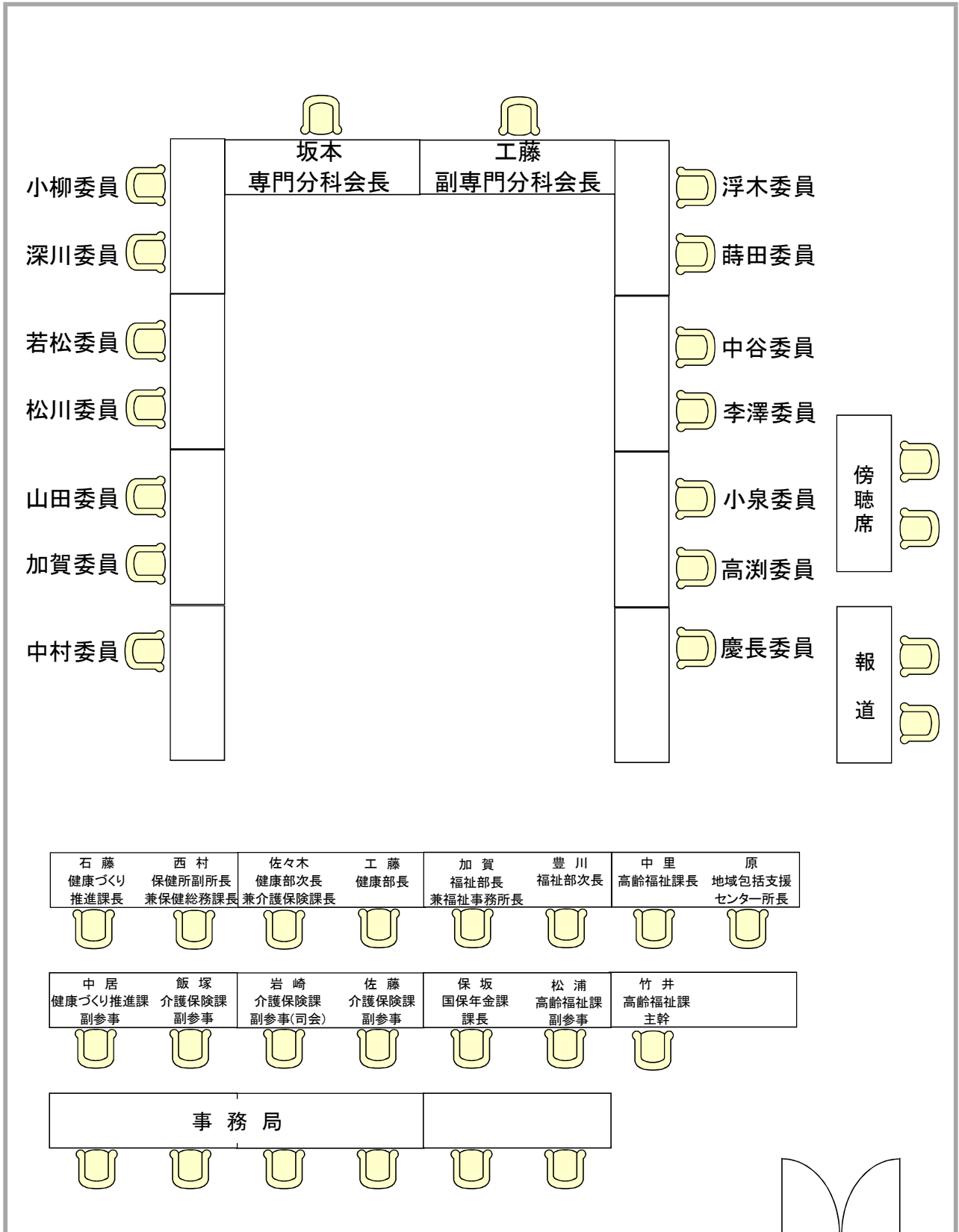
…………… 資料 3

#### 3. 閉会

平成29年度 第4回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉専門分科会 席図

八戸市庁 本館3階 第三委員会室 平成29年12月20日(水) 13時30分～



# 八戸市高齢者福祉計画 (素案)

# 目 次

## 第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の法的位置づけ
- 3 他の計画との関係
- 4 計画期間

## 第2章 八戸市の状況

### 第1節 概況

- 1 総人口の推移と推計
- 2 高齢者の状況
- 3 要介護（要支援）認定者の状況
- 4 主な介護者の状況

### 第2節 日常生活圏域

- 1 日常生活圏域とは
- 2 第7期計画における日常生活圏域
- 3 日常生活圏域の状況

## 第3章 計画の目指す姿と施策の体系

- 1 目指すべき将来像
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

## 第4章 施策の推進

### 第1節 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化

- 1 地域包括支援センターの体制強化
- 2 在宅医療・介護連携の推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進
- 5 地域ケア会議の推進
- 6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

### 第2節 介護が必要な人とその家族の生活を支える介護サービスの充実

- 1 適正な介護サービス提供体制の整備
- 2 介護人材の確保と資質の向上
- 3 介護保険制度の適正な運営

第3節 高齢者が生きがいを持ち、地域の担い手となるための健康・生きがいの推進

- 1 健康づくりの推進
- 2 自立支援・介護予防の推進
- 3 生きがいの推進・社会参加の促進

第4節 全ての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

- 1 地域見守り体制の充実
- 2 成年後見制度の利用促進
- 3 虐待防止の強化
- 4 在宅生活支援の充実

第5章 介護保険サービス給付費と介護保険料

第1節 介護保険事業の概要

- 1 介護保険の目的
- 2 介護保険のしくみ

第2節 第6期計画期間の介護保険事業の運営状況

- 1 高齢者人口の推移
- 2 要介護（要支援）認定者の推移
- 3 所得段階別第1号被保険者数
- 4 介護給付費・地域支援事業費の状況

第3節 第7期計画期間の見込み

- 1 要介護（要支援）認定者の見込み
- 2 各サービス毎の見込み
- 3 介護給付費・地域支援事業費の見込み

第4節 介護保険料

- 1 費用負担の仕組み
- 2 第7期計画期間の費用負担に関する主な制度改正
- 3 保険料基準額

八戸市介護給付適正化計画

資料編

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画の趣旨

- ・ 現在、高齢化の進展が続き、いわゆる団塊の世代が全て65歳以上に到達。
- ・ 本市の高齢化率は、平成29年9月現在28.6%。
- ・ 一人暮らし世帯の増加など、高齢者を取り巻く環境も変化。
- ・ 高齢者を地域全体で支え合うために、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である、「地域包括ケアシステム」を段階的に構築していくことが重要。
- ・ 今後の高齢化の状況は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年(平成37年)、いわゆる団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年(平成52年)に向け、都市部と地方等、地域差が拡大。
- ・ 地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要。
- ・ 中長期的な視点に立ちつつ、地域の実態把握・課題の分析を踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、「八戸市高齢者福祉計画」を策定するもの。

## 2 計画の法的位置づけ

### ○老人福祉計画

老人福祉法第20条の8の規定に基づく。

全ての高齢者を視野に入れ、介護保険の給付対象とならない方に対するサービスをはじめ、その他の関連施策も計画の対象。

### ○介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づく。

介護保険事業に係る介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。

老人福祉計画と介護保険事業計画は、整合性を持って作成されることが必要なため、本市では、両計画を一体化した「八戸市高齢者福祉計画」として策定。

## 3 他の計画との関係

- ・ 「第6次八戸市総合計画」に則して策定。
- ・ 「第3期八戸市地域福祉計画」「第2次健康はちのへ21」等の関連する他の本市の計画と調和。
- ・ 青森県老人福祉計画・青森県介護保険事業支援計画等との整合性を確保。

#### 4 計画期間

- ・計画の期間 平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間
- ・平成 12 年（2000 年）の介護保険制度開始以降、7 期目の計画
- ・平成 37 年（2025 年）までの中長期的な視野に立った施策を展開。

	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
第 6 次八戸市総合計画					H28年～H32年									
第 3 期八戸市地域福祉計画					H28年～H32年									
第 2 次健康はちのへ 2 1		H25年～H34年												
八戸市高齢者福祉計画	第 5 期 H24年～H26		第 6 期 H27年～H29			<b>第 7 期 H30年～H32年</b>			第 8 期 H33年～H35		第 9 期 H36年～ H38年			

## 第2章 八戸市の状況

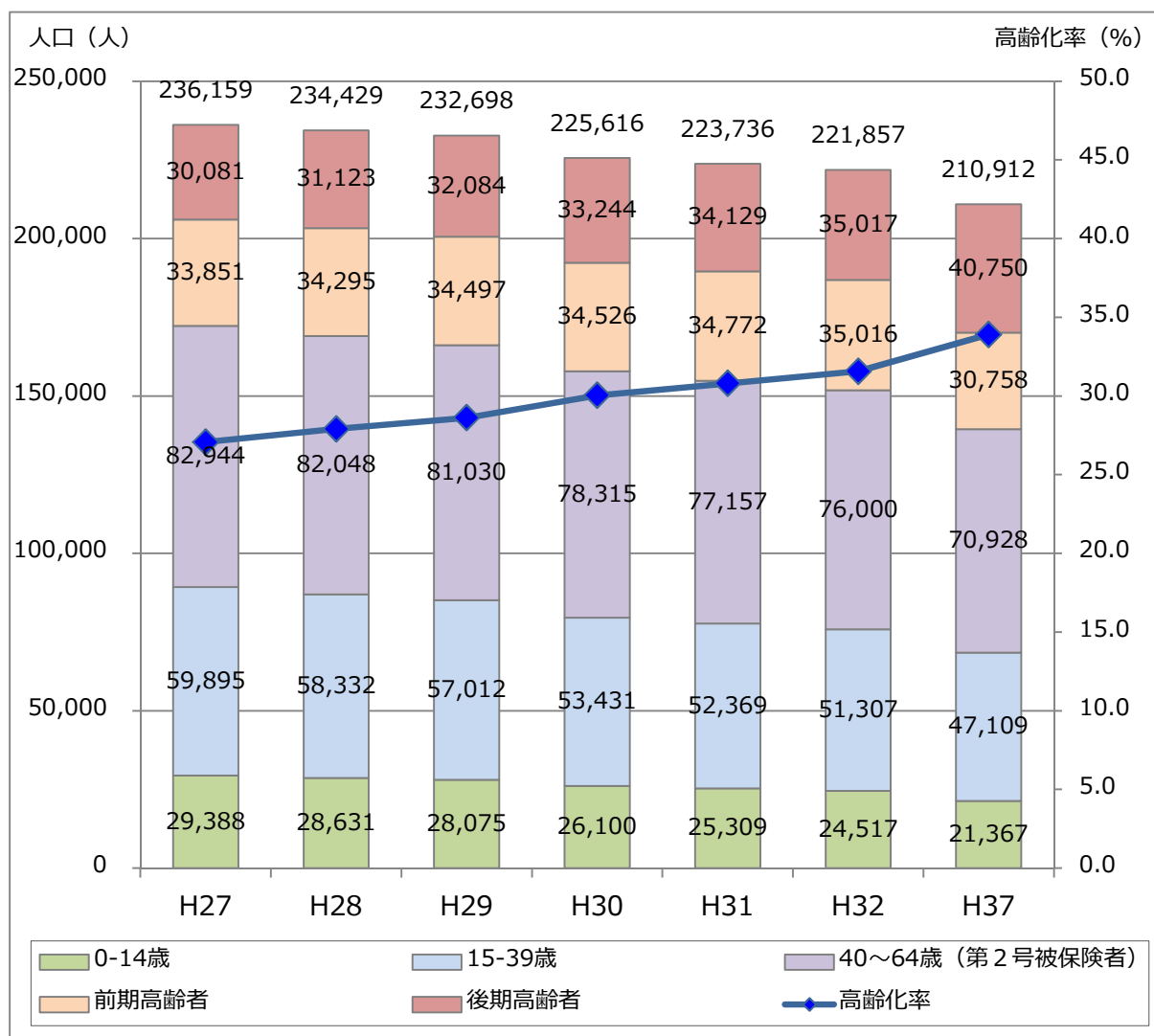
### 第1節 概況

#### 1 総人口の推移と推計

- ・ 総人口の減少と少子高齢化が進行。
- ・ 平成30～32年、平成37年の人口は、平成27年度国勢調査を基に厚生労働省が独自に推計。
- ・ 第7期計画期間中に高齢者人口70,000人、高齢化率30%を超えると予想。
- ・ 平成37年 総人口210,912人、65歳以上の高齢者は71,508人、高齢化率33.9%  
(人口のほぼ3人に1人が65歳以上)

介護保険第2号被保険者(40歳から64歳)人口は減少、高齢者人口を下回る見込み。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
65歳以上人口(第1号被保険者):人	63,932	65,418	66,740	67,770	68,901	70,033	71,508
高齢化率	27.1%	27.9%	28.7%	30.0%	30.8%	31.6%	33.9%



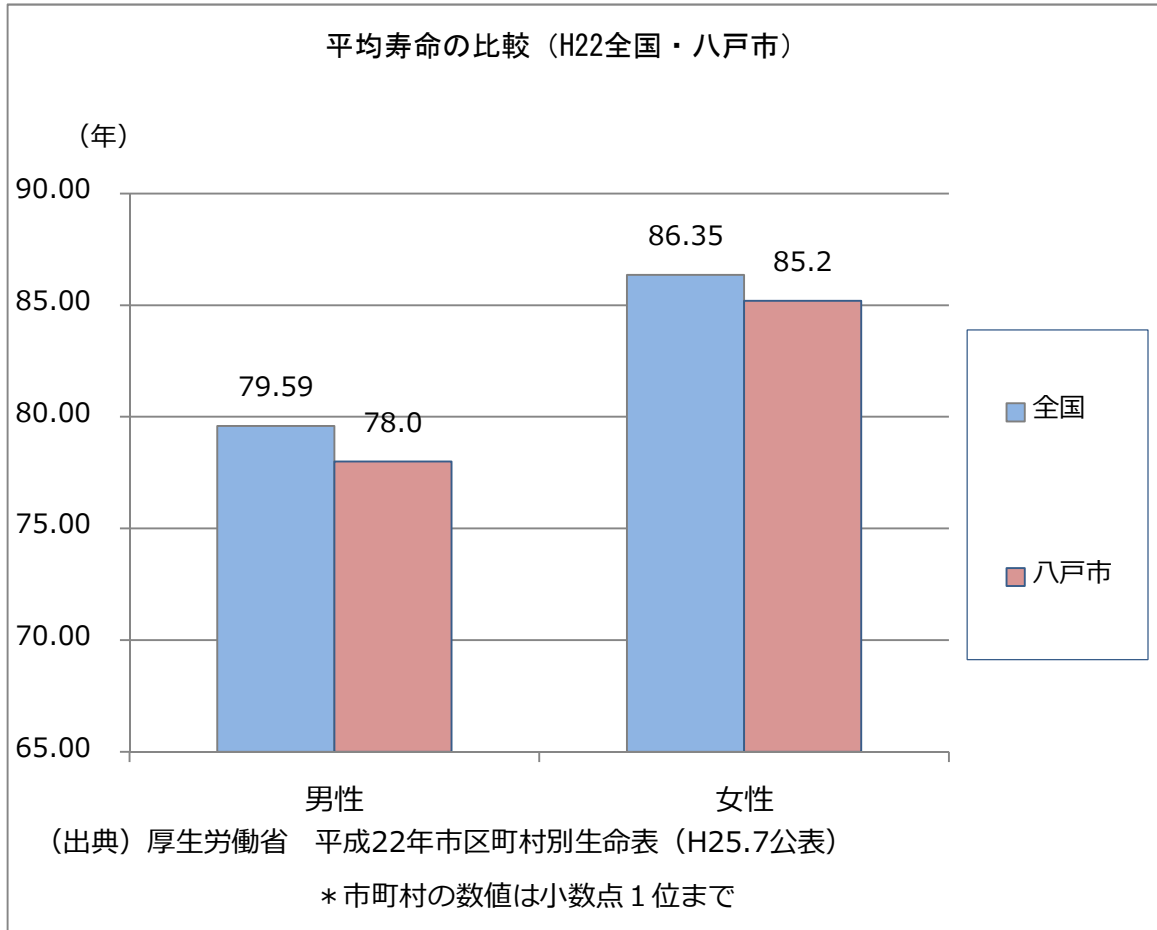
※平成27～29年は各年9月30日現在の住民基本台帳人口



## 2 高齢者の状況

### (1) 平均寿命と健康寿命

- ・平均寿命は、男女とも全国平均以下。
- ・平均寿命から健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）を引いた日常生活に制限のある期間は、男性で8～9年、女性で約12年。



### 平均寿命と健康寿命（H22全国・青森県）

		平均寿命(年)	健康寿命(年)	日常生活に制限のある期間の平均(年)
男性	全国	79.59	70.42	9.19
	青森県	77.28	68.95	8.33
女性	全国	86.35	73.62	12.73
	青森県	85.34	73.34	12.00

(出典) 平均寿命/厚生労働省 平成22年都道府県別生命表 (H25.7公表)

健康寿命/厚生労働科学研究費補助金

「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」

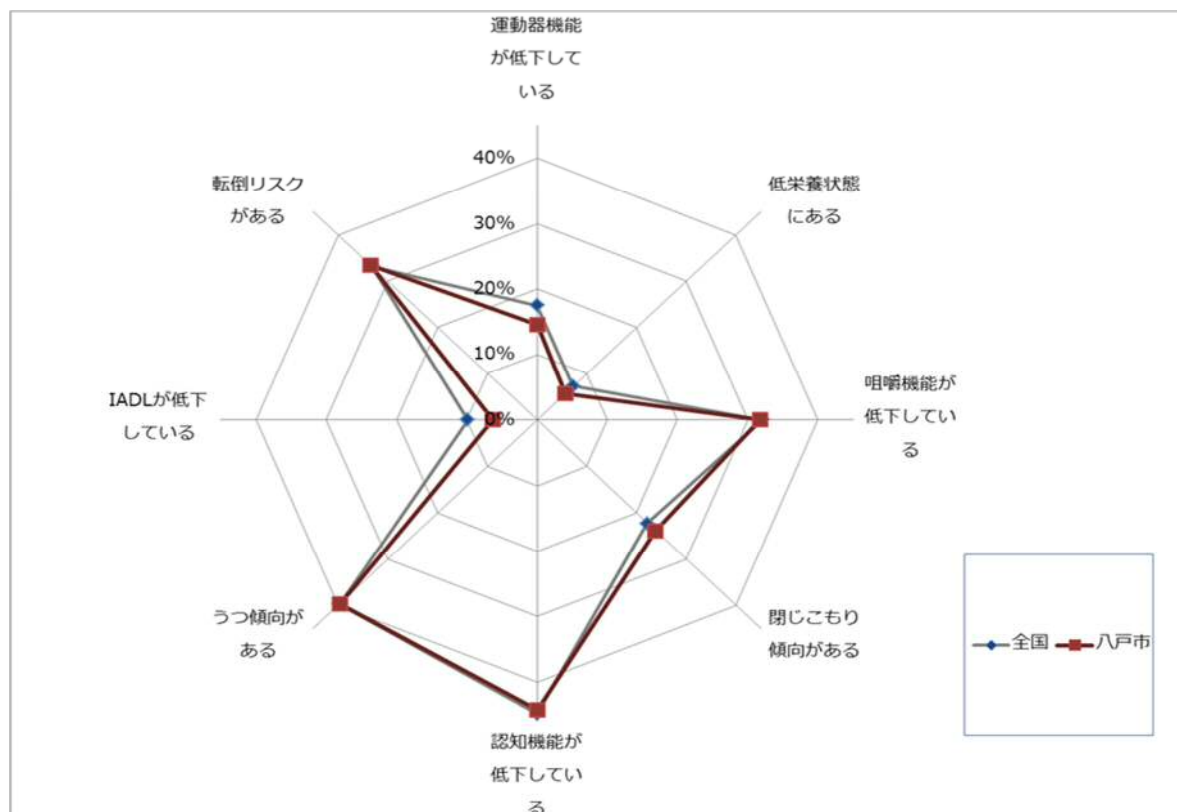
(2) 要介護状態になるリスクの発生状況

- ・ 八戸市は、高齢者の生活・介護状況等を把握し、高齢者が抱える生活課題等を把握すること等を目的に、平成 29 年 1 月から平成 29 年 2 月まで「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施。
- ・ 各自治体は、調査結果を厚生労働省が運営する地域包括ケア「見える化」システムに登録。厚生労働省は、各自治体が比較・分析に使用できるよう、全国自治体のデータを集計した平均値をシステム上に掲載、定期的に更新。
- ・ 要介護状態になるリスクの発生状況について、8 項目中 6 項目で全国平均値よりも低いが、「閉じこもり傾向がある」「転倒リスクがある」の項目が高い。

該当者の割合

項目	全国	八戸市	全国比
運動器機能が低下している	17.48%	14.6%	△ 2.88 <sup>ポ</sup> イト
低栄養状態にある	7.24%	5.7%	△ 1.54 <sup>ポ</sup> イト
咀嚼機能が低下している	32.09%	31.7%	△ 0.39 <sup>ポ</sup> イト
閉じこもり傾向がある	22.22%	23.9%	+ 1.68 <sup>ポ</sup> イト
認知機能が低下している	44.85%	44.2%	△ 0.65 <sup>ポ</sup> イト
うつ傾向がある	39.78%	39.7%	△ 0.08 <sup>ポ</sup> イト
IADLが低下している	9.86%	6.3%	△ 3.56 <sup>ポ</sup> イト
転倒リスクがある	33.16%	33.5%	+ 0.34 <sup>ポ</sup> イト

※ IADL : 「手段的日常生活動作」。買い物、調理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物に乗る等の日常生活上の複雑な動作がどの程度可能かを表す指標。



(出典) 地域包括ケア「見える化」システム(平成 29 年 10 月 5 日取得)

### 3 要介護（要支援）認定者の状況

#### (1) 要介護（要支援）認定者数

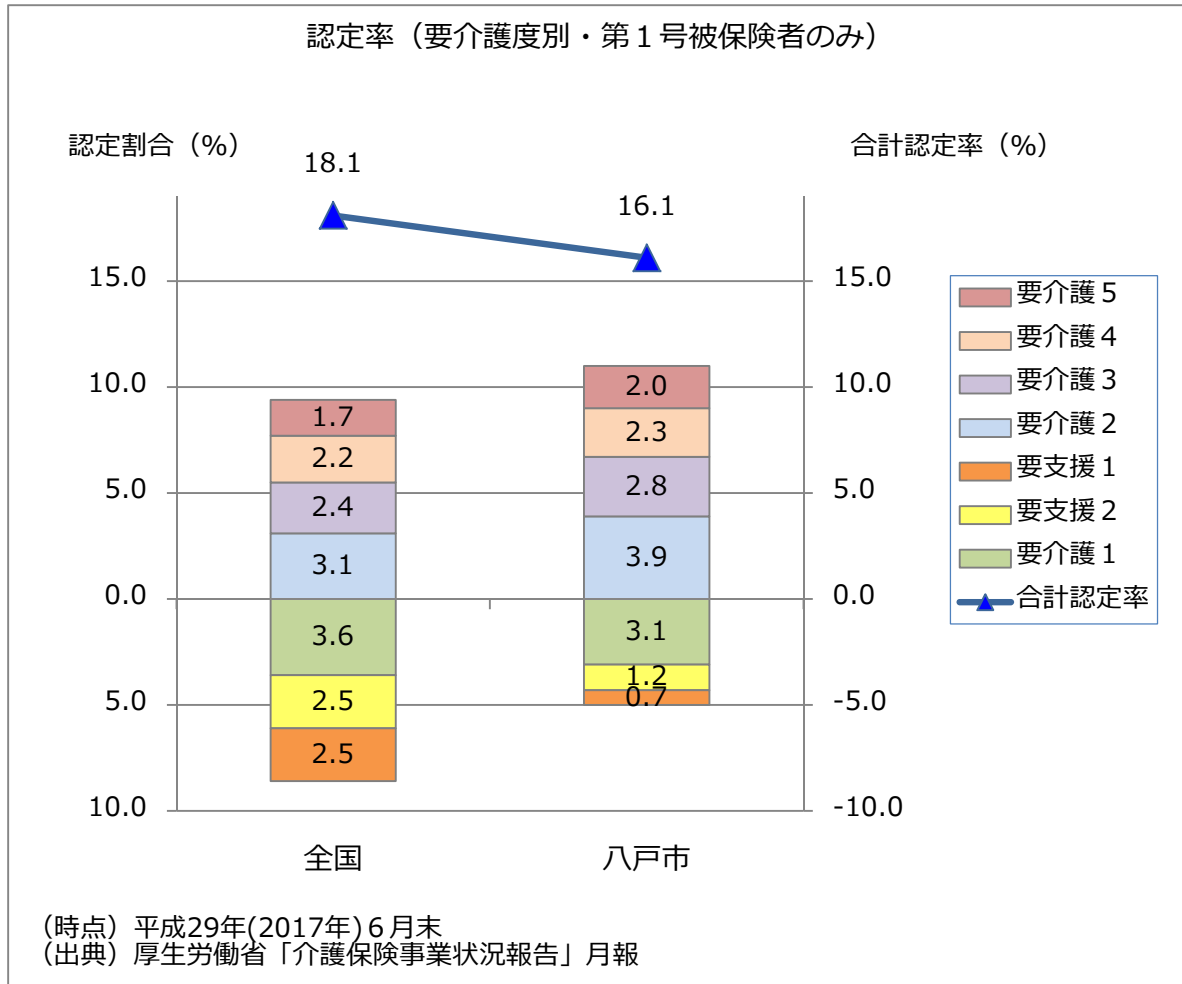
- ・平成28年10月に介護予防・日常生活支援総合事業が開始となった影響で、平成28年度から平成29年度は、要支援1・2の認定者が減少。
- ・要介護1～5の認定者は、平成27年度から平成29年度で、年間約100人ずつ増加。
- ・要支援認定者の減少が大きかったため、平成29年度の認定者総数は、第6期開始の平成27年度よりも減少。
- ・高齢者人口の増加を背景に、要介護認定率も低下。

(単位：人)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総数	11,085	11,201	10,867
要支援計	1,586	1,604	1,171
要支援1	559	595	476
要支援2	1,027	1,009	695
要介護計	9,499	9,597	9,696
要介護1	1,945	2,021	2,093
要介護2	2,722	2,651	2,698
要介護3	1,932	2,000	1,945
要介護4	1,503	1,572	1,598
要介護5	1,397	1,353	1,362
うち第1号被保険者数	10,713	10,859	10,549
要支援1	541	577	463
要支援2	981	975	658
要介護1	1,909	1,986	2,058
要介護2	2,618	2,552	2,612
要介護3	1,859	1,932	1,878
要介護4	1,455	1,532	1,557
要介護5	1,350	1,305	1,323
認定率	16.8%	16.6%	15.8%

(出典) 「介護保険事業状況報告」月報 (各年9月30日現在)

(2) 介護度の内訳

- ・全国平均と比較して、要介護認定率は低い。
- ・介護度別の内訳では、要支援1・2、要介護1の軽度者の割合が低い。
- ・要介護2・3の中度、要介護4・5の重度の方の割合が高い。

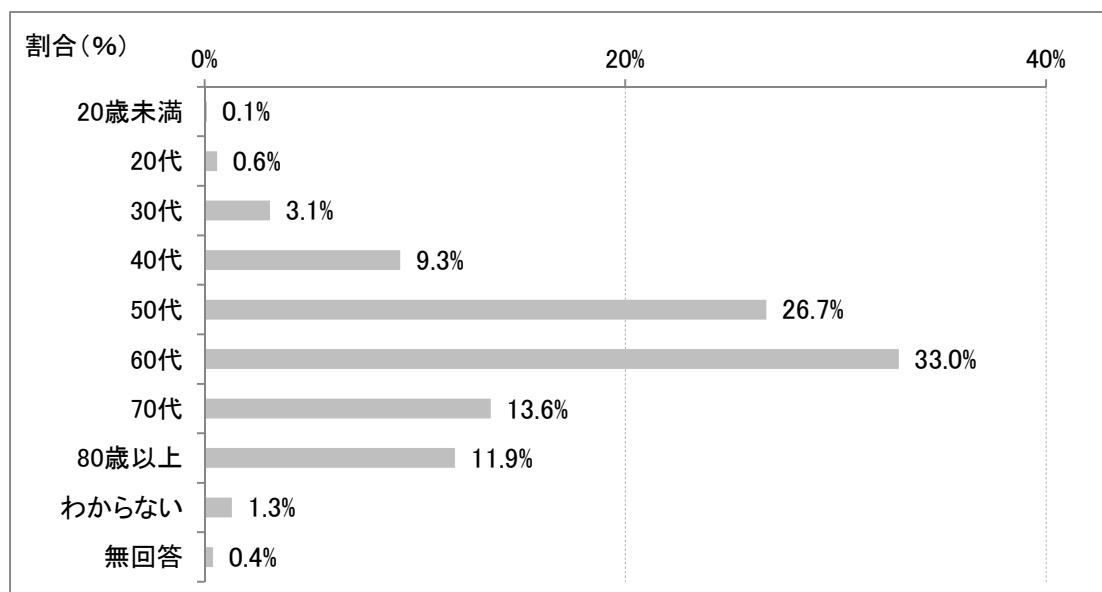


#### 4 主な介護者の状況

- ・ 八戸市は、在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月まで「在宅介護実態調査」を実施。

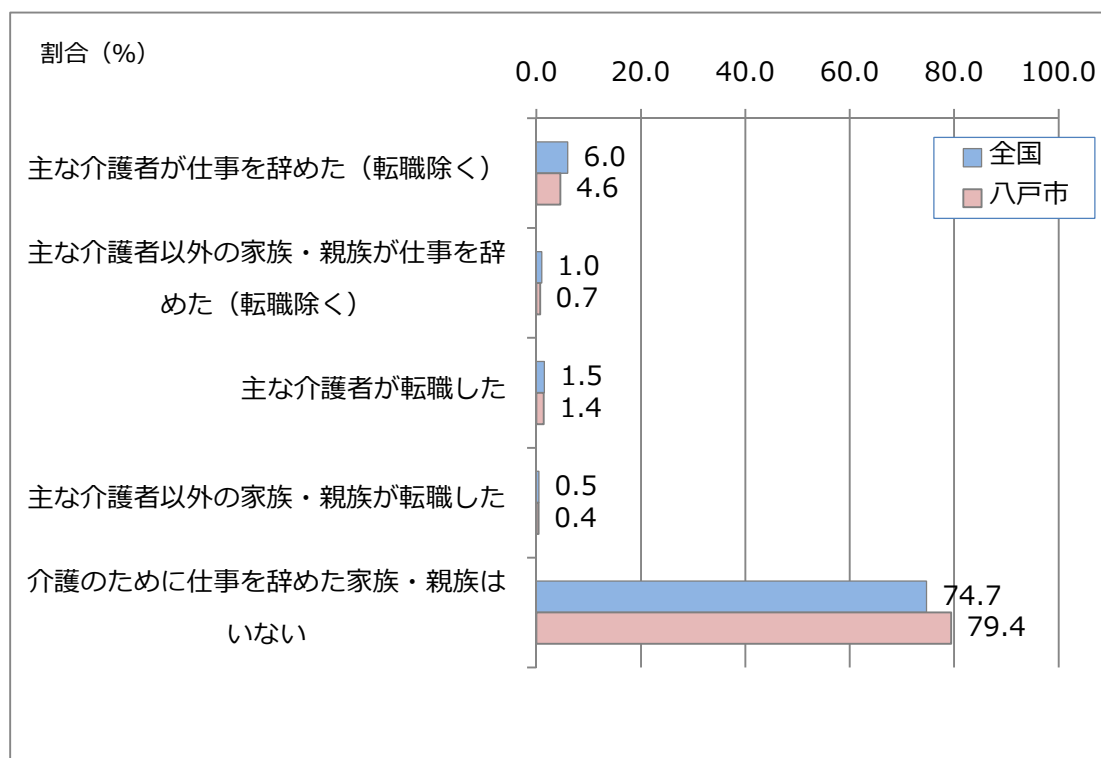
##### (1) 主な介護者の年齢

- ・ 主な介護者の年齢は、60代が最も多く 33.0%、続いて 50代 26.7%、70代 13.6%。
- ・ 60代以上が 58.5%と、高齢化している。



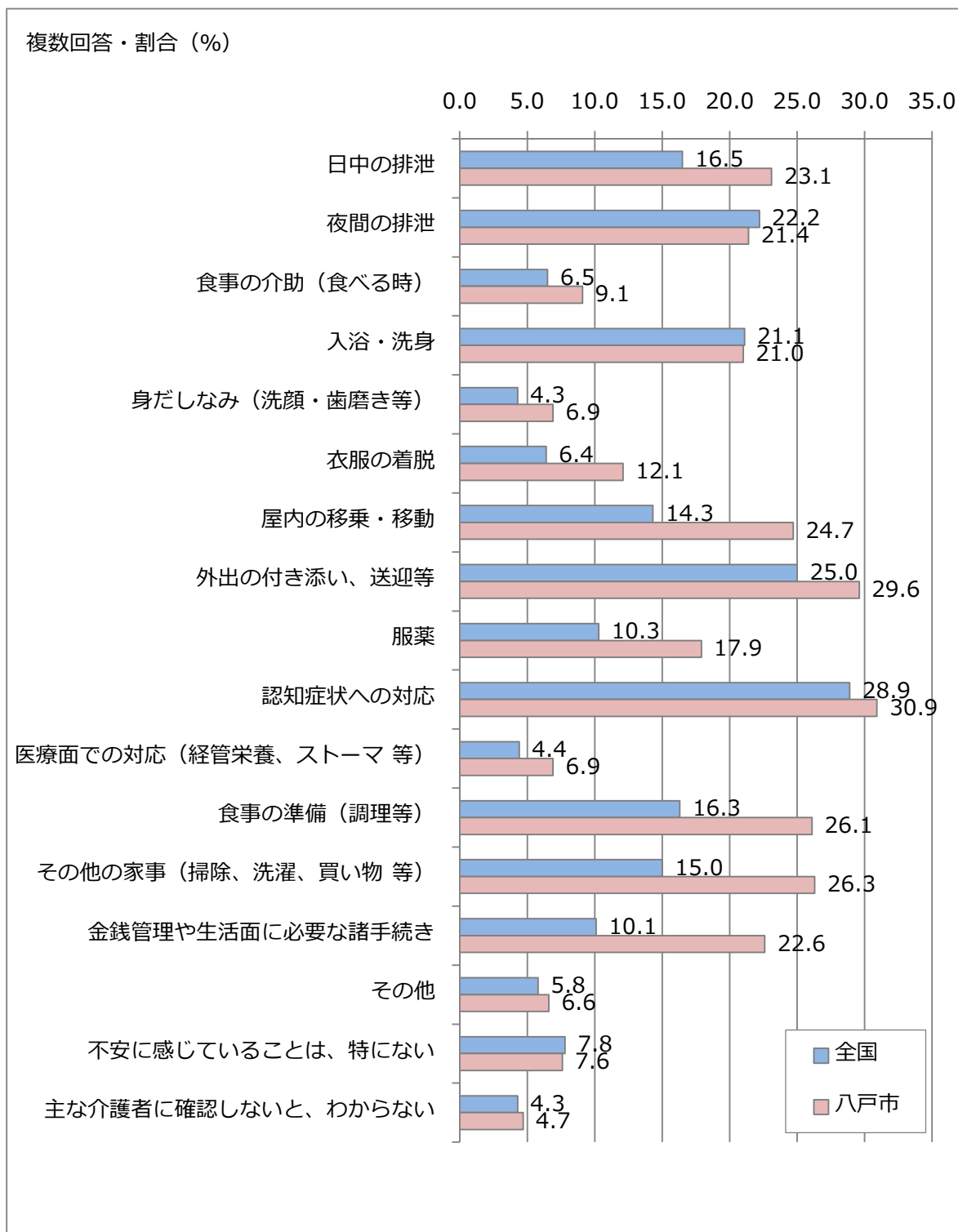
##### (2) 介護のための離職の有無

- ・ 主な介護者が仕事を辞めた 4.6%
- ・ 介護のために仕事を辞めた家族等はいない 79.4%



(3) 在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護

- ・全体的に、全国集計よりも介護者が不安に感じる割合が高い項目が多い。
- ・最も不安に感じる割合が高い項目は、「認知症状への対応」 (30.9%)
- ・全国集計と最も差が大きい項目は、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」(+11.5ポイント)



(出典) 全国：「在宅介護実態調査の集計結果 10万人以上 30万人未満」

全国の市区町村等で実施された在宅介護実態調査を人口規模別に集計・分析  
平成 29 年 9 月公表。

市：在宅介護実態調査の集計結果。平成 29 年 6 月集計。

## 第2節 日常生活圏域

### 1 日常生活圏域とは

各市町村の高齢化のピーク時までには、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築する区域として、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、市町村が定める区域。

### 2 第7期計画における日常生活圏域

第6期計画に引き続き、12圏域に設定。

- 1（市川・根岸） / 2（下長・上長） / 3（田面木・館・豊崎） /  
4（長者・白山台） / 5（三八城・根城） / 6（小中野・江陽） /  
7（柏崎・吹上） / 8（是川・中居林） / 9（大館・東） /  
10（白銀・湊） / 11（白銀南・鮫・南浜） / 12（南郷）



### 3 日常生活圏域の状況

#### 圏域の状況（平成29年9月30日現在）

番号	圏域 地区名	総人口(人)			総世帯数 (世帯)	高齢者人口(人)			高齢者 世帯数	高齢化率 (%)	高齢者 世帯率(%)
		男	女	計		男	女	計			
1	市川地区	6,190	5,973	12,163	5,681	1,459	1,950	3,409	25.2	38.7	
	根岸地区	5,051	4,933	9,984	4,457	995	1,177	2,172			
2	下長地区	8,200	8,755	16,955	7,733	1,819	2,256	4,075	24.5	38.4	
	上長地区	5,044	5,503	10,547	4,672	1,098	1,559	2,657			
3	田面木地区	2,577	3,065	5,642	2,685	728	1,109	1,837	35.2	54.8	
	館地区	1,792	1,925	3,717	1,629	606	818	1,424			
	豊崎地区	824	900	1,724	716	271	369	640			
4	長者地区	5,525	6,249	11,774	5,687	1,616	2,345	3,961	24.5	40.4	
	白山台地区	5,115	5,324	10,439	3,987	657	824	1,481			
5	三八城地区	5,957	6,362	12,319	6,303	1,287	1,928	3,215	27.0	40.2	
	根城地区	5,451	6,214	11,665	5,538	1,313	1,957	3,270			
6	小中野地区	4,225	4,732	8,957	4,516	1,101	1,584	2,685	30.0	44.9	
	江陽地区	2,750	2,795	5,545	2,856	669	997	1,666			
7	柏崎地区	4,807	5,534	10,341	5,261	1,166	1,761	2,927	28.0	42.1	
	吹上地区	4,921	5,746	10,667	5,112	1,162	1,789	2,951			
8	是川地区	1,996	2,229	4,225	1,930	774	1,012	1,786	33.3	51.1	
	中居林地区	3,208	3,620	6,828	3,126	811	1,079	1,890			
9	大館地区	7,511	8,072	15,583	7,141	1,940	2,502	4,442	29.0	44.6	
	東地区	6,952	7,709	14,661	6,792	1,902	2,415	4,317			
10	白銀地区	5,256	5,871	11,127	5,233	1,431	2,113	3,544	31.6	49.6	
	湊地区	5,569	6,022	11,591	5,394	1,490	2,151	3,641			
	白銀南地区	5,145	5,609	10,754	4,883	1,339	1,762	3,101			
11	鮫地区	3,607	3,961	7,568	3,515	1,128	1,572	2,700	31.9	50.5	
	南浜地区	1,273	1,347	2,620	1,114	348	525	873			
	南郷地区	2,582	2,702	5,284	2,171	914	1,162	2,076			
12	合計	111,528	121,152	232,680	108,132	28,024	38,716	66,740	28.7	44.5	

#### 圏域の高齢者人口（平成29年9月30日を基に推計）

番号	圏域 地区名	平成29年	平成37年
		高齢者人口(人)	高齢者人口(人)
1	市川地区	5,581	5,980
	根岸地区		
2	下長地区	6,732	7,213
	上長地区		
3	田面木地区	3,901	4,180
	館地区		
	豊崎地区		
4	長者地区	5,442	5,831
	白山台地区		
5	三八城地区	6,485	6,948
	根城地区		
6	小中野地区	4,351	4,662
	江陽地区		
7	柏崎地区	5,878	6,298
	吹上地区		
8	是川地区	3,676	3,939
	中居林地区		
9	大館地区	8,759	9,385
	東地区		
10	白銀地区	7,185	7,698
	湊地区		
11	白銀南地区	6,674	7,151
	鮫地区		
	南浜地区		
12	南郷地区	2,076	2,224
	合計	66,740	71,508



圏域の認定者の状況

圏域		要支援1	要支援2	計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計	合計	高齢者人口	認定率
番号	地区名												
1	市川地区	23	58	81	185	200	120	129	105	739	820	5,581	14.7%
	根岸地区												
2	下長地区	40	62	102	192	266	171	150	120	899	1,001	6,732	14.9%
	上長地区												
3	田面木地区	30	43	73	156	143	106	84	87	576	649	3,901	16.6%
	館地区												
4	豊崎地区	51	60	111	179	193	161	149	106	788	899	5,442	16.5%
	長者地区												
5	白山台地区	46	61	107	169	292	204	159	114	938	1,045	6,485	16.1%
	三八城地区												
6	根城地区	37	53	90	192	214	155	115	109	785	875	4,351	20.1%
	小中野地区												
7	江陽地区	67	72	139	196	232	163	135	130	856	995	5,878	16.9%
	柏崎地区												
8	吹上地区	24	45	69	105	167	108	91	76	547	616	3,676	16.8%
	是川地区												
9	中居林地区	49	87	136	253	303	234	222	171	1,183	1,319	8,759	15.1%
	大館地区												
10	東地区	60	70	130	238	329	227	179	169	1,142	1,272	7,185	17.7%
	白銀地区												
11	湊地区	45	63	108	187	279	213	152	128	959	1,067	6,674	16.0%
	白銀南地区												
12	鮫地区	25	47	72	77	81	76	56	48	338	410	2,076	19.7%
	南浜地区												
合計		497	721	1,218	2,129	2,699	1,938	1,621	1,363	9,750	10,968	66,740	16.4%

\* 平成 29 年 9 月末現在・第 2 号被保険者含む。同日までに申請し、認定を受けた者を含むため、「介護保険事業状況報告・月報」の数値と一致しない。

## 圏域の介護サービスの状況

圏域		地域密着型サービス 事業所数					
番号	圏域名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	地域密着型通所介護
1	市川・根岸				1		2
2	上長・下長			2		1	3
3	田面木・館・豊崎			2	1		2
4	長者・白山台				1		1
5	三八城・根城			1	2		3
6	小中野・江陽						3
7	柏崎・吹上	1		1	2		2
8	是川・中居林				1		3
9	大館・東			1	1	1	2
10	白銀・湊				1		1
11	白銀南・鮫・南浜	1		1	2		1
12	南郷						
合計		2		8	12	2	23

圏域		施設・居住系サービス 定員数						
番号	圏域名	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	地域密着型介護老人福祉施設	特定施設入居者生活介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
1	市川・根岸	75	130				27	
2	上長・下長	120	100	13			36	
3	田面木・館・豊崎	50	100		20		18	
4	長者・白山台	50	100				18	
5	三八城・根城						18	
6	小中野・江陽		100	110		48	36	
7	柏崎・吹上						18	
8	是川・中居林				29		15	
9	大館・東	140	100	54		32	144	
10	白銀・湊						54	
11	白銀南・鮫・南浜	130		39	38		27	17
12	南郷		100		29	49	45	
合計		565	730	216	116	129	456	17

\* 平成 29 年 12 月 1 日現在

## 第3章 計画の目指す姿と施策の体系

### 1 目指す将来像

全国的な少子・高齢化の進展を踏まえ、国は各自治体の計画策定に先立ち、基本理念として、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、「高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築に努めることが重要である。」と示していることから、これを踏まえ、当市の第7期計画においても第6期計画から引き続き、

**「誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、ふれあいのある健康で明るい社会づくり」**  
を目指すべき将来像に掲げる。

### 2 基本目標

当市の上位計画である第6次八戸市総合計画との連携・整合性をとりながら、目指すべき将来像の実現に向けた3つの基本目標掲げる。

1. 「高齢者が住み慣れた地域のなかで、健康を保ちながら、自立して暮らすことができる」
2. 「高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」
3. 「高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域のなかで生き生きと暮らすことができる」

### 3 施策の体系

目指す将来像及び基本目標の達成に資する4つの施策を掲げる。

- ・基本目標1「高齢者が住み慣れた地域のなかで、健康を保ちながら、自立して暮らすことができる」を実現するための施策として、「**高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化**」
- ・基本目標2「高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる」を実現するための施策として、「**介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実**」
- ・基本目標3「高齢者が生きがいを感じながら、自らの経験と知識を生かして、地域のなかで生き生きと暮らすことができる」を実現するための施策として、「**高齢者が生きがいを持ち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進**」
- ・すべての基本目標に共通する施策として、「**全ての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保**」

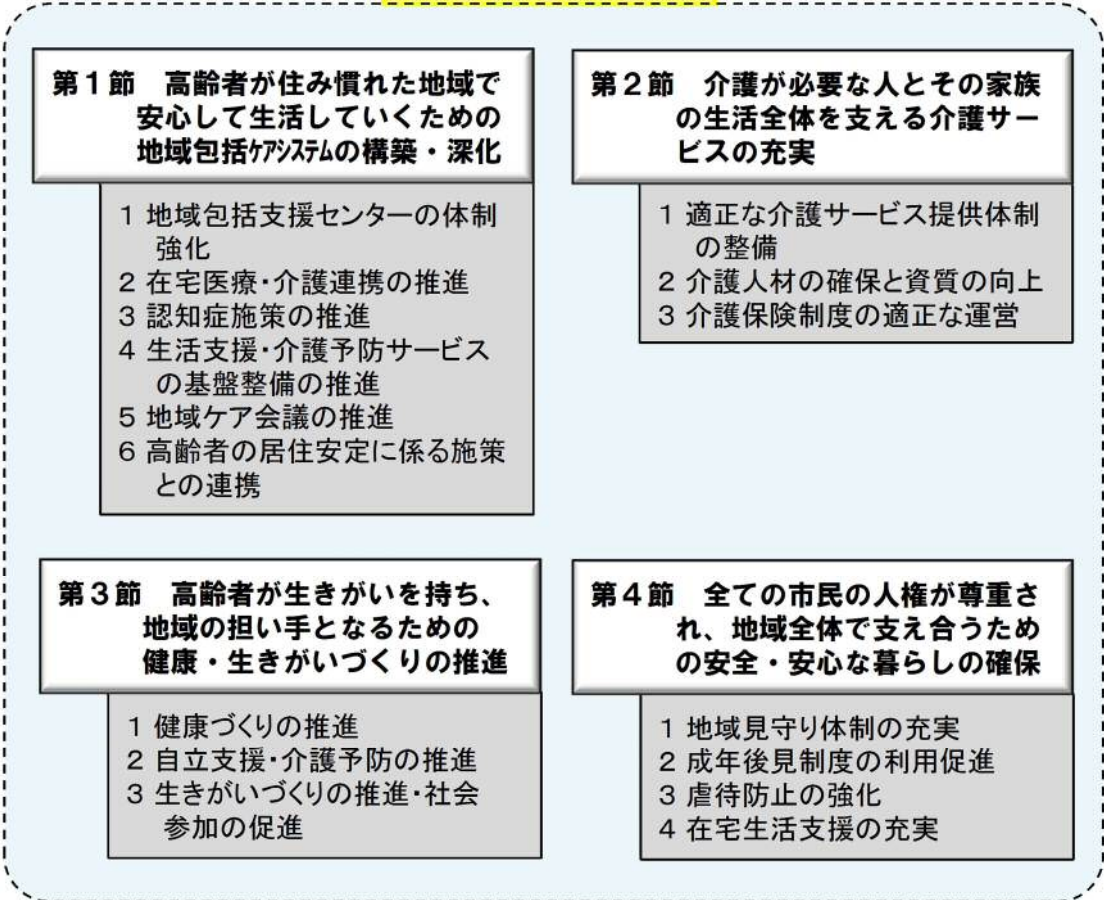
目指す将来像

**誰もが安心と生きがいをもって暮らせる、  
ふれあいのある健康で明るい社会づくり**

基本目標

- 高齢者が住み慣れた地域のなかで、健康を保ちながら、自立して暮らすことができる
- 高齢者が求める適正・適切な介護サービスが提供され、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる
- 高齢者が生きがいを感じながら、自らの知識と経験を生かして、地域のなかで生き生きと暮らすことができる

施策



## 第4章 施策の推進

### 第1節 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくための地域包括ケアシステムの構築・深化

#### 1 地域包括支援センターの体制強化

##### ◀ 現状 ▶

- 第6期までの地域包括支援センターの設置状況
  - ・平成18年度に、市庁高齢福祉課内に市直営の八戸市地域包括支援センターを設置し、市内12の日常生活圏域にある在宅介護支援センターに相談業務等を委託。
  - ・人員体制を強化するため、平成27年度から9圏域に市直営の地域包括支援センターサブセンターを設置し、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職を1～3名配置、残り3圏域については、引続き在宅介護支援センターに相談業務等を委託。
- 地域包括支援センターを取り巻く状況
  - ・高齢者人口の増加や社会情勢の変化に伴い、高齢者虐待などの対応が困難なケースが増加しているため、介護に取り組む家族に対する相談・支援体制の充実が求められる。
  - ・慢性疾患を有する要介護高齢者や認知症高齢者の増加すること等が見込まれ、医療と介護の連携や認知症への対応がさらに重要となってくる。

##### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

#### ◇ 機能強化

- ・平成30年度から、更なる人員体制の強化及び地域に密着したきめ細かな支援を行うため、12圏域すべてに委託型地域包括支援センターを設置する。市には、(仮称)八戸市基幹型地域包括支援センター(以下、基幹型地域包括支援センター)を設置。応募者がいない圏域については、在宅介護支援センターに相談業務等を委託し、高齢福祉課に設置する予定の基幹型地域包括支援センターがその圏域の業務を行う。

#### ◇ 役割分担・連携

- ・基幹型地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進に向けて、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」、「地域ケア会議の推進」を重点的に実施するほか、委託型地域包括支援センターの後方支援を行う。

## 2 在宅医療・介護連携の推進

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 在宅医療・介護の需要

- ・平成 29 年度高齢社会白書によると、60 歳以上の男女で「自宅で介護して欲しい」と回答した方は、最も多く、男性は 42.2%、女性は 30.2%となっている。また、「治る見込みがない病気になった場合、最期はどこで迎えたいか」の問いについては、「自宅」が 54.6%で最も多い。
- ・高齢化の進展に伴い、医療と介護のニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、医療と介護の連携の必要性は今後も高まると予想される。

#### ○ 在宅医療・介護連携推進事業の推進

- ・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、一体的に提供される体制を構築することが必要となる。そのため、全国の市区町村で地域の実情に応じて、具体的な 8 つの事業項目を実施することとされている。
- ・現在、①調査等により把握した地域の医療・介護資源のホームページ上への掲載、②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討を行うための会議の開催、③ケアマネジャーから医療機関に情報提供するための様式の作成、④医療・介護関係者向けの研修の開催、⑤関係市町村共通の入退院調整ルールを作成を実施している。

### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

#### ◇ 地域の医療・介護資源の把握（はちのへ医療・介護連携マップ）

- ・医療と介護の施設情報をリスト化・マップ化したものを、ホームページ上に掲載し、医療・介護関係者や地域住民への情報提供を行う。情報は、毎年更新する。

#### ◇ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討（多職種連携意見交換会）

- ・医療と介護の専門職による、連携に関する課題の抽出と対応策の検討を目的とした会議を年 3 回程度開催する。

#### ◇ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ・関係者との協議等により、在宅医療と介護が途切れることなく一体的に提供される体制（主治医・副主治医制の導入等）の構築を目指す。

◇ 医療・介護関係者の情報共有の支援

- ・情報共有するためのツールを作成し、医療・介護関係者間の情報共有の支援を行う。

◇ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援

- ・在宅医療と介護の連携を支援する窓口を設置し、連携に関する相談に対応する。

◇ 医療・介護関係者の研修（多職種連携研修会）

- ・医療と介護の専門職向けの講演、グループワークを行う研修を年1回開催する。

◇ 地域住民への普及啓発

- ・在宅医療・介護サービスについて、パンフレットの作成・配布等により、周知する。

◇ 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ・県の支援のもと、八戸圏域の市町村共通の入退院調整ルールを作成し、運用する。

### 3 認知症施策の推進

◀ 現状 ▶

○ 認知症高齢者等の増加

- ・国の研究報告によると、高齢化の進展に伴い、認知症の人はさらに増加し、2012年には、462万人（約7人に1人）であったものが、2025年には、約700万人（約5人に1人）になると推定されている。また、認知症の人とその予備群も含めると約4人に1人にのぼる。
- ・市の在宅介護実態調査によると、要介護認定の訪問調査を受けた人が抱えている傷病の中で、認知症が最も多く、全国平均の26.5%を上回り、33.0%（約3人に1人）となっている。また、介護者においても、認知症状への対応に不安を感じている人が、約3割と最も多い。

○ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の推進

- ・認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるやさしい地域づくりに向けて、厚生労働省が関係府省庁と共同して策定した、新オレンジプランの7つの柱に沿って、施策を総合的に推進することとしている。
- ・認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を養成するため、認知症の専門知識を持つ「キャラバン・メイト」が講師となり、住民のほか、企業、小中学校等を対象に幅広く講座を開催している。県内では最も多い、約15,000人を養成している。



- ・平成 30 年度からすべての市町村に以下の 3 点が義務付けられている
  - ・認知症初期集中支援チームの設置（平成 29 年 10 月）
  - ・認知症ケアパス「たすけるすけ」の作成（平成 29 年 3 月）
  - ・認知症地域支援推進員の配置（平成 25 年 11 月～）

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ **認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進**

- ・平成 32 年には、認知症サポーター数 2 万人に到達することを目指し、キャラバン・メイトと連携し、認知症サポーター養成講座を定期的を開催する。また、認知症サポーターの活動の場の創出について検討する。
- ・市民を対象に、認知症に対する正しい知識を普及し、認知症になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、年 1 回認知症フォーラムを開催する。

◇ **認知症予防と認知症の容態に応じた医療・介護等の提供体制の構築**

- ・懐かしい写真や生活用具を用いて自分自身の体験を語り合い、過去に思いをめぐらす「地域回想法」を実施し、高齢者同士が自ら集まり、認知症予防に取り組む仕組みを作る。
- ・市直営の認知症初期集中支援チームを設置し、医師の指導のもと、必要な医療や介護の導入や、家族支援などを行い、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
- ・認知症の人やその家族が、医療や介護サービスを早期かつ適切に利用できるよう、認知症ケアパス「たすけるすけ」を全戸配布する。
- ・医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行う「認知症地域支援推進員」を基幹型地域包括支援センターと 12 の日常生活圏域への設置を予定している委託型地域包括支援センターにそれぞれ配置する。

#### 4 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

《 現状 》

○ **高齢者のみの世帯の増加**

- ・平成 28 年度の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、家族構成について、1 人暮らしと回答した方が 16.7%で、65～74 歳の前期高齢者が 14.5%、75 歳以上の後期高齢者が 19.7%と、高齢になるのに伴い、1 人暮らしの割合が増加している。65 歳以上の配偶者との 2 人暮らしの割合が 36.4%であり、高齢者のみの世帯で半数を超えている。

- 在宅生活の継続のために必要なサービス
  - ・平成 29 年度の在宅介護実態調査によると、「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」としては、多い順で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」18.6%、「外出同行（通院、買い物など）」17.5%、「見守り、声かけ」14.1%、「掃除・洗濯」11.4%、「調理」9.3%となっている。
  
- 生活支援サービスに対する住民の認識
  - ・平成 28 年度に市内の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に入居している自立又は軽度者と、特別バス乗車証を利用している高齢者に対して行った、生活支援サービスのニーズ等に関する調査では、自宅での生活を断念する理由は、「体調管理への不安が生じたら」、「食事の準備・買い物・外出が大変になったら」が多いことと、既存の生活支援サービスに関する認識不足が認められた。

≪ 具体的な事務事業と目指す成果 ≫

◇ 生活支援体制整備事業の実施

- ・高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的として、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けてコーディネートの役割をもった「生活支援コーディネーター」を八戸市高齢福祉課に配置している。
- ・平成 29 年 4 月に、社会福祉協議会、民間企業、協同組合、地縁組織などの生活支援サービスを担う多様な事業主体が参画する「協議体」を設置し、事業の推進に関する事柄について検討を行っている。
- ・住民のニーズを把握し、住民とともに問題解決を図っていくことを目的として、地域住民と学生らによる「住み慣れた地域での生活を考えるワークショップ」を開催している。

◇ 生活支援サービスの周知

- ・既存の生活支援サービスに関する情報収集を行うとともに、サービスを必要とする高齢者とその家族に対し内容の周知を図る。

## 5 地域ケア会議の推進

≪ 現状 ≫

○ 地域ケア個別会議の開催

- ・個別ケースの支援内容を検討することによって、課題解決を支援するとともに、課題分析等を積み重ねることにより、高齢化の進展や生活支援のニーズの多様化、複雑化した地域に共通した課題を抽出し、解決策を検討する必要がある。

- ・医療・介護の専門職、民生委員、ボランティア等の多職種が協働して、個別ケースの支援内容について検討する地域ケア個別会議を、年6回開催している。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 日常生活圏域における地域課題の抽出

- ・市内12の日常生活圏域に設置を予定している委託型地域包括支援センターにより、それぞれ地域ケア個別会議を年6回程度開催し、各圏域における地域課題を抽出する。

◇ 地域課題の解決策の検討

- ・委託型地域包括支援センターにおいて、各圏域における地域課題の解決策の検討を行う地域ケア推進会議を、基幹型地域包括センターにおいて、市全体に共通する地域課題の解決策の検討を行う地域ケア推進会議をそれぞれ開催する。

## 6 高齢者の居住安定に係る施策との連携

《 現状 》

○ 施設等への入所・入居の検討状況

- ・平成28年度在宅介護実態調査によると、施設等への入所・入居の検討状況については、当市における施設等への入所・入居申請済みの割合は、人口10万人以上30万人未満の全国集計の約3倍となっており、入居系サービスの充実が必要である。
- ・平成28年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査によると、有料老人ホーム等への入居理由として、体調管理や食事準備が困難である点を挙げる方が多い。

○ 主な老人福祉施設等の類型

- ・特別養護老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム
- ・サービス付き高齢者向け住宅

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 安定的な施設運営の支援

- ・生活環境上の理由及び経済的な理由により、真に施設サービスが必要な方に対する養護老人ホーム等への入所措置や、軽費老人ホームの運営に要する経費の一部助成を通じた経済的負担の軽減を図る。
- ・地域の安定的な施設配置のため、社会福祉法人が運営する老人福祉施設等の改築整備等に対する補助を行う。

◇ 適正な施設運営の確保

- ・施設等への入所・入居を希望する高齢者とその家族に対し、ホームページ等を活用して老人福祉施設等に関する情報提供を行う。
- ・老人福祉施設等に対して、法令等に基づく適正な事業運営及び施設運営が行われるよう指導監査、立入検査を行う。

## 第2節 介護が必要な人とその家族の生活全体を支える介護サービスの充実

### 1 適正な介護サービス提供体制の整備

◀ 現状 ▶

○ 介護老人福祉施設入所申込者の状況

- ・「在宅介護実態調査」による施設等への入所・入居の検討状況  
「検討していない」67.8%・「検討中」15.4%・「申請済み」12.4%
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）入所申込者（平成28年4月1日現在）  
1,061人（うち、入所の必要性の高い人：在宅、在宅以外合わせて236人）

○ 主な介護者の状況

- ・「主な介護者が仕事を辞めた（転職を除く）」4.6%（6.0%）  
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」79.4%（74.7%）
- ・在宅生活継続に向けて介護者が不安に感じる介護  
最も不安に感じている介護：認知症状への対応 30.9%（28.9%）  
\* 「在宅介護実態調査」による。○は人口10万人から30万人の都市の全国集計値

○ 青森県地域医療構想との整合性

- ・病床機能の分化及び連携の推進による効果的で質の高い医療提供体制構築と在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステム構築の一体的な実施。

- ・介護老人保健施設、訪問診療、療養病床からの移行分を合わせた需要見込みと県計画との整合性の確保。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 施設・居住系サービスの整備

- ・今後の高齢者人口・要介護認定者の増加、介護の担い手である第2号被保険者の減少を視野に入れた、施設・居住系サービスの整備。
- ・入所の必要性の高い待機者の解消を図るための介護老人福祉施設の整備。
- ・認知症状への対応不安の解消、認知症高齢者の増加に対応するための、認知症対応型共同生活介護の整備。

◇ 在宅サービスの充実

- ・介護者の不安や負担感を軽減し、仕事を継続していくため、多様なニーズに対応できるよう、サービスの選択肢の多様化と在宅サービスの充実。
- ・青森県地域医療構想との整合性を図り、医療と介護両方が必要な人の増加に対応するための、看護を組み合わせたサービスの整備。

## 2 介護人材の確保と資質の向上

《 現状 》

○ 介護人材確保の状況

- ・平成29年に実施した介護サービス事業所へのアンケート調査では、人手不足を感じている事業所が約半数。
- ・事業所ごとに、中学生の職業体験や看護学生の職場実習、ボランティアの受入れなど、独自に実施。
- ・処遇改善やサービスの質の向上に積極的に取り組む事業所を評価する「青森県介護サービス事業所認定評価制度」の市内認証事業所数 7事業者（平成29年8月末現在・県内認証事業所数19事業者）

○ 「介護」に対するイメージ向上

- ・地域密着型サービス事業所運営推進会議参加の地域住民・利用者家族の意見  
⇒「職員が頑張っていることが分かった」「もっと事業所の取組を知らせた方がよい」等、介護について理解を深め、イメージ向上につなげる取組が必要。

○ 介護サービス従業者の状況

- ・地域包括ケアシステムの中で、多職種との連携・協働の必要性が高まり、介護支援専門員の資質向上の重要性が増大。
- ・当地域では、事業者、職域等の関係団体が相互に協力・連携を図り、資質向上のための研修会・講演会等を実施。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 介護人材のすそ野の拡大

- ・青森県実施の介護従事者確保事業「介護人材発掘育成事業」の活用。
- ・地域医療介護確保総合基金を活用した事業の実施。

◇ 介護事業所への支援

- ・国・県・関係団体等で実施している従事者確保事業についての情報集約と事業者への周知。
- ・「青森県介護事業所認証評価制度」認証事業所の円滑な更新、新規認証事業所の増加のための情報提供・助言指導。

◇ 介護支援専門員研修の実施

- ・地域ケア会議や認定状況・給付費分析等による地域の課題の共有。
- ・地域課題を踏まえた適切なケアプラン作成が可能となるような、ケアマネジメントスキルの向上。

### 3 介護保険制度の適正な運営

◀ 現状 ▶

○ 給付費の状況

- ・八戸市の平成 29 年 6 月末時点の要介護認率は 16.0% (全国平均の 18.0% を下回る)
- ・在宅サービスの受給者 1 人当たりの給付月額⇒要介護 2 以上の中・重度者で全国平均よりも給付月額が高い。(最も差が大きい要介護 3 では、全国 21,102 円に対し、八戸市 29,415 円)
- ・1 人当たりの給付費を押し上げている要因について分析し、サービスの適切な利用について検討が必要。

○ 介護サービス事業者への指導監督

- ・市町村に事業者の指定・指導監督権限がある地域密着型サービスに加え、平成 29 年 1 月、中核市移行により、地域密着型サービス以外の介護サービスについても事業所指定・指導監督業務を実施。
- ・制度の理解、不正の防止により精度管理の適正化を目指す集団指導、高齢者虐待、身体拘束、不適正な請求を防止し、より良いケアの実現を目指す実地指導を実施。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 介護給付適正化事業の推進

- ・八戸市介護給付適正化計画に基づき、介護給付費適正化を推進。  
→八戸市介護給付適正化計画 57 ページ参照
- ・主要 5 事業（要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検・縦覧点検・医療情報との突合、給付費通知）の実施。
- ・介護保険事業運営総合支援システムによる点検。
- ・介護支援専門員研修の実施。

◇ 介護事業者への指導・監督の強化

- ・集団指導において、各事業所の実地指導、運営推進会議等で明らかになった改善点・好事例等のフィードバックの実施。
- ・介護サービス事業者全体の質の向上。

### 第 3 節 高齢者が生きがいを持ち、地域の担い手となるための健康・生きがいづくりの推進

#### 1 健康づくりの推進

《 現状 》

○ 平均寿命及び健康寿命

- ・当市の平均寿命は平成 22 年で男性は 78.0 歳、女性は 85.2 歳といずれも全国平均より低くなっている。また、青森県の健康寿命は平成 22 年で男性は 69.0 歳、女性は 73.3 歳といずれも全国平均より低く、青森県の健康寿命を本市の健康寿命と同等と捉えたと、平均寿命から健康寿命を差し引いた期間は男性では 9.0 年、女性では実に 11.9 年となり、介護を必要とする可能性のある 10 年前後の期間を過ごすことが想定される。

- ・ 早世の減少と平均寿命及び健康寿命の延伸を図るために、市民一人ひとりが主体的に健康情報や医療情報を得て、自らの健康管理に活用していくための力（ヘルスリテラシー）の向上が必要である。

○ 主体的な介護予防

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと生活を送るためには、自らの健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことが求められる。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 健康づくりの推進

- ・ 高齢者及び心身障がい者の心身の機能促進と健康増進のため、はり・きゅう・あんま・マッサージの施術に要する施術費助成券を交付する。
- ・ 高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、市内 25 地区社会福祉協議会でほっとサロンを実施する。
- ・ 高齢者の健康づくり、仲間づくり及び教養向上、レクリエーションの場として、老人いこいの家（5 施設）、老人福祉センター（2 施設）を設置、運営する。

◇ 介護予防に関する普及啓発の推進

- ・ 介護の必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けていけるよう、地域包括支援センターが公民館や生活館において運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を開催するとともに、自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるように介護予防の普及啓発を図る。

## 2 自立支援・介護予防の推進

《 現状 》

○ 要介護（要支援）認定者の状況

- ・ 平成 28 年度在宅介護実態調査によると、要介護（要支援）認定を受けている人が抱えている疾病をみると、脳血管疾患の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の全国集計が 15.8%に対し、当市が 31.9%となっている。また、認知症の割合は、人口 10 万人以上 30 万人未満の全国集計が 23.2%に対し、当市が 33.0%となっている。いずれの数値も当市が大幅に上回っている。



- ・また、介護保険事業状況報告（月報）によると、介護度別の認定率では、当市は全国平均に比べて軽度者（要支援1～要介護1）の割合が低い一方、中・重度者（要介護2～5）の割合が高く、自立支援のほか重度化防止対策が必要である。

○ 多様なサービスの構築

- ・従来の介護保険サービスによらない新たな多様なサービスを構築する中で、利用者にとって選択肢が増えるというメリットがある反面、質の担保への配慮が必要である。

≪ 具体的な事務事業と目指す成果 ≫

◇ 自立支援・介護予防の推進

- ・介護の必要な状態にならず、住み慣れた地域で自立した生活をできるだけ長く続けていけるよう、運動機能向上や認知症予防を中心とした介護予防教室を実施するとともに、自らが、健康状態を日頃から意識し、主体的に介護予防に取り組むことができるように介護予防の普及啓発を図る。【再掲】
- ・生活習慣病と認知症等、介護予防を総合的に推進していく拠点として、平成32年度に開設予定の総合保健センター内に介護・認知症予防センターを設置し、介護予防に関する専門職を配置する。介護予防教室の開催等、介護予防普及啓発事業のほか、地域回想法事業、キャラバン・メイト支援事業の拠点としての機能を備えるとともに、介護予防事業に参加した住民が、自主的に地域で活動できるような支援を行い、高齢者同士が支え合う地域づくりを目指す。

◇ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス内容

- ・従来相当の訪問及び通所サービス  
 新規の場合：要介護認定申請をし、要支援1又は要支援2と判定された者  
 更新の場合：要支援1又は要支援2の者が、更新後も従来の介護予防訪問介護相当又は介護予防通所介護相当のみのサービス利用が見込まれ、更新に代えて25項目からなる基本チェックリストにおいて事業対象者に該当した者  
 → 従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当サービスを利用可能
- ・短期集中訪問型サービス及び通所型サービス（サービスC）  
 要支援1又は要支援2と判定された者のほか、25項目からなる基本チェックリストにおいて事業対象者に該当した者に対し、3～6か月間の短期間に集中的に支援を行う。  
 → 訪問型サービスは、閉じこもり予防の1種類であり、地域包括支援センター（市直営）の看護師が対応している。  
 → 通所型サービスは、運動機能向上・認知症予防・口腔機能向上・閉じこもり予防・栄養改善の5種類あり、業務委託により実施している。

・新たな多様なサービス

従来相当の基準を緩和したサービス（サービスA）や、ボランティアや地域住民主体のサービス（サービスB）等、多様なサービスについて、利用者や事業者へのニーズ調査のほか、地域ケア会議や生活支援体制整備事業において出された意見を踏まえ、必要なサービスを創設する。

### 3 生きがいづくりの推進・社会参加の促進

#### ◀ 現状 ▶

○ 老人クラブを取り巻く状況

・地域のつながりの希薄化や価値観の多様化、集会場所や運営を担う人材不足等を背景として、老人クラブの新規設立や新規加入が減少し、それに伴い団体数及び会員数も減少傾向にあるため、ニーズに即した活動の多様化が期待される。

○ 生きがいと社会参加

・ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者が生きがいを持って生活を送ることができる環境づくりが必要である。

・高齢者が他の世代とともに社会の重要な一員として生きがいを持って生活するためには、ボランティア活動等を通じた社会参加を促進する必要がある。

○ 外出の手段及び状況

・高齢者が当事者となる交通事故が増加する中、運転免許証を自主返納する高齢者が増加傾向にある。

・青森県内の運転免許自主返納件数の推移（警察庁「運転免許統計」）

平成27年 2,510件 → 平成28年 3,184件（増加率26.9%）

・平成28年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、週1回以下の外出機会がある高齢者が全体の24.1%であり、加齢によりその割合が高まる傾向にある。また、生きがいがある高齢者が全体の47.5%にとどまっている。

#### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 社会参加の促進

・高齢者が地域社会の中で孤立することなく、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、老人クラブへの補助等により、クラブ活動の活性化を図る。

・高齢者の介護予防及び社会貢献のため、介護保険施設等でのボランティア活動に応じて、商品券への交換や、社会福祉法人等への寄附が可能なポイントを付与する。

- ・高齢者の学習活動の推進及び生きがいくりのため、2年制（一般教養科目及び専門科目）の鷗盟大学を運営する。

#### ◇ 外出機会の創出

- ・高齢者の外出を促進するため、70歳以上の高齢者に対し、市営バス及び南部バスの市内全路線に乗車できる特別乗車証を交付し、運行していない地域については、路線接続までの十和田観光電鉄バス回数券を交付する。

## 第4節 全ての市民の人権が尊重され、地域全体で支え合うための安全・安心な暮らしの確保

### 1 地域見守り体制の充実

#### ◀ 現状 ▶

#### ○ 地域における見守りの必要性

- ・町内会の加入率の低下や町内会加入者の高齢化、高齢者自身の心身機能の変化等により、近隣住民とのつながりが希薄となる高齢者が増加している。
- ・1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で、サービスや支援等が必要となった際に、地域包括支援センターと民生委員、町内会等の関係者が早期に連携し、支援する体制の構築が必要である。現在、市内35の町内会が、見守り体制を構築している。
- ・東日本大震災で被災した方の高齢化の進展が見込まれる。継続して支援する必要性がある104世帯、154人の高齢者を対象に、今後も状況に応じて年1～3回訪問している。

#### ○ 認知症高齢者への見守り

- ・認知症高齢者の増加に伴い、徘徊等により自宅に戻れなくなる高齢者に関する問合せが年々増加している。そのため、警察等と連携し、早期に家族のもとへ戻れるような支援体制が必要である。
- ・平成23年度に、認知症等により徘徊して自宅に戻れなくなる心配がある高齢者等の情報を、市及び警察署に登録し、登録者が道に迷い保護された際に、登録情報から個人を特定して、速やかに家族等に連絡する体制（あんしんカード事業）を整備している。平成24年10月からは、近隣8市町村で共通のシステムを運用している。平成29年12月現在で、272名の高齢者を登録している。

◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

◇ 地域での見守り体制の整備

- ・見守りの必要な高齢者の変化を早期に発見し、必要な支援を行うため、地域の身近な支援者である町内会役員、民生委員のほか、各種宅配サービス事業所（新聞販売所、宅配弁当事業者など）等の関係機関とのネットワークを構築する。
- ・ほのぼのコミュニティ 21 推進事業を活用し、地域住民とのふれあいや交流のほか、見守り活動を行う。
- ・希望する町内会に対し、地域包括支援センターが事務局となり、必要な助言等を行い、見守りネットワークの構築を支援する。
- ・東日本大震災で被災された高齢者を定期的に訪問し、心身の変化に応じた適切なサービスを利用できるよう支援する。

◇ 八戸市あんしんカード事業の推進

- ・連携中枢都市圏における共通の課題を抽出し、その対応策を検討し、事業のより円滑な運用を図る。また、制度の周知により、毎年 30 人程度の登録者数増加を目指す。

## 2 成年後見制度の利用促進

◀ 現状 ▶

○ 成年後見制度が必要となる背景

- ・平成 28 年度の在宅介護実態調査によると、要介護状態の方が抱えている疾病として、認知症が 33.0%と最も多い。また、認知症の指標となる認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ（日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる状態）以上の高齢者は 70.4%と、全国平均の 50.6%を大きく上回っている。
- ・高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者が増加しているため、成年後見制度への需要が増大するものと見込まれる。

○ 成年後見制度の利用支援

- ・成年後見制度に関する相談件数は、権利擁護意識の高まりとともに増加している。
- ・身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者等、親族による申立てが見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分となった際に行う、市長申立ての件数も年々増加している。

《 具体的な事務事業と目指す成果 》

◇ 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置

- ・平成 28 年 5 月に、八戸市成年後見センターを八戸市総合福祉会館内（八戸市社会福祉協議会へ委託）に設置し、地域住民や医療・福祉の専門職等からの相談に対応する。また、権利擁護総合相談、市民後見人の養成・推進、成年後見制度の広報・啓発に取り組んでいる。

◇ 市民後見人の育成・推進

- ・弁護士や司法書士等の専門職の後見人の不足を補うため、社会貢献への意欲があり、一定の知識等を身につけた第三者後見人として、市民後見人を養成し、活用を推進している。
- ・市民後見人が適正に安定的に活動できるよう、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）による市民後見人推進協議会を設置し、市民後見人の養成及び支援、候補者の推薦並びに成年後見制度の利用支援等に関し、必要な事項について調査審議し、意見を述べる会議を開催する。

◇ 成年後見制度の周知

- ・成年後見センターが作成したチラシや成年後見制度を周知するためのパンフレットを、センターに来所した相談者や研修の参加者へ配布する。
- ・成年後見センターや市民後見人の有志による、地域に出向き、成年後見制度に関する出前講座を開催する。
- ・成年後見セミナーを連携中枢都市圏の事業に位置付け、八戸圏域が連携して、制度の周知に取り組む。

### 3 虐待防止の強化

《 現状 》

○ 高齢者虐待の内訳

- ・平成 29 年度版高齢社会白書によると、虐待を受けている高齢者について、性別では、女性が 76.8%、男性が 23.2%と女性が多く、年齢では、前期高齢者が 26.0%、後期高齢者が 74.0%と後期高齢者に多い。また、要介護認定の申請中及び認定済みの高齢者が 69.7%、未申請の高齢者が 27.5%と介護が必要になった高齢者への虐待が多い。
- ・高齢社会白書によると、虐待をしている者について、続柄では、息子が 40.3%、配偶者（夫又は妻）が 26.6%、次いで娘が 16.5%となっている。その他、息子・娘の配偶者、孫、兄弟姉妹によるものがある。

- ・ 本市では、虐待の疑いがある相談について、地域包括支援センターが訪問等により対応し、虐待有りと判断したものが、平成 26 年度 23 件、平成 27 年度 30 件、平成 28 年度 33 件と、増加傾向にある。
- ・ 本市では、過去 3 年間における虐待の種別の内訳（延べ件数）としては、暴言や無視、いやがらせ等の心理的虐待が 57 件と最も多く、身体的虐待が 50 件、経済的虐待 9 件、介護放棄 8 件、性的虐待 1 件と続いている。

#### ○ 高齢者虐待の発生状況

- ・ 高齢者虐待の発生原因は、養護者の疾病、介護疲れ、経済的問題、認知症対応の困難さなど多岐にわたると言われている。
- ・ 高齢者虐待は、家庭内や施設内といった閉ざされた空間で発生することや、認知症等によって虐待被害を訴えることができないこと等により、発見しにくい状況にある。

### 《 具体的な事業と目指す成果 》

#### ◇ 高齢者虐待への対応

- ・ 平成 30 年度から日常生活圏域に設置される委託型地域包括支援センターが対応に当たり、市に設置されている基幹型地域包括支援センターは、後方支援を行う。
- ・ 虐待への対応方法や本市における被虐待者及び養護者の特徴についての分析内容について、基幹型・委託型地域包括支援センター間で情報共有し、対応する職員のスキルアップを図る。

#### ◇ 高齢者虐待の早期発見、防止に向けた取組

- ・ 市民を対象に、高齢者虐待に関する正しい知識を得ることで虐待の防止及び早期発見につながるよう研修会を開催する。
- ・ 高齢者及び障がい者に対する虐待の早期発見・早期対応・防止を目的として、支援策の検討や連携システムの構築をするために、医療、福祉、司法、行政等の関係機関から意見聴取を行う会議を開催する。
- ・ 警察からの虐待の通報を受けた際には、早急に対応するとともに、虐待の内容によっては、市から警察に対応を依頼するなど、緊密に連携を図る。

## 4 在宅生活支援の充実

### ◀ 現状 ▶

#### ○ 福祉サービス等への認知度

- ・平成 28 年度高齢者の生活支援体制の整備へ向けた質問紙調査によると、将来的に高齢者向けの福祉サービス等の利用が想定される高齢者において、サービス全般に関する認知度が低い傾向にある。

#### ○ 日常生活での不安

- ・平成 28 年度八戸市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によると、現在の暮らしの状況に経済的不安を感じている高齢者が全体の 40.6%となっている。
- ・生活上の困りごとへの支援が特に必要となる高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は、高齢化の進展に伴い、今後更なる増加が見込まれる。
- ・地域で暮らし続けるために必要な、見守りや話し相手、安否確認など、介護保険サービスでは対応できない生活上の困りごとが多くある中、高齢者のみならず、家族など高齢者を支援する方の身体的、精神的、経済的負担が懸念される。

### ◀ 具体的な事務事業と目指す成果 ▶

#### ◇ 高齢者世帯の暮らしの安心確保

##### ・緊急通報装置貸与事業

一人暮らしの者又は重度身体障がい者からの通報により、最寄りのタクシー等（専門訓練を受けた乗務員等）が急行して緊急時に対応するための装置を貸与する。

##### ・寝具洗濯乾燥消毒事業

一人暮らしや高齢者世帯の方を対象に、心身の障がいや傷病等のため、寝具の衛生管理が困難な人に対して、寝具一式（掛布団・敷布団・毛布）の洗濯・乾燥・消毒のサービスを提供する。

##### ・救急医療情報キット配付事業

高齢者を含む災害時要援護者等の急病、事故、災害等の救急時に迅速かつ適切な対応を図り、災害時要援護者等の不安を軽減するために、災害時要援護者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管するキットを配付する。

##### ・老人福祉電話貸与事業

一人暮らし高齢者の孤独感の解消を図るため、電話を保有しない一人暮らし高齢者に電話を貸与するほか、生活保護受給者には、毎月の基本料料金を助成する。

◇ 在宅介護支援の充実

・ 介護用品支給事業

介護家族の経済的負担を軽減するとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図るため、介護用品（紙おむつ及び尿取りパッド）を支給する。



## 第5章 介護保険サービス給付費と介護保険料

### 第1節 介護保険事業の概要

#### 1 介護保険の目的

- ・加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等により介護が必要な状態になり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、看護及び療養上の管理その他の医療を必要とする人が、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを提供する制度。
- ・平成12年4月の創設以降、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念を踏まえつつ、制度の持続可能性を高める改正を実施。
- ・介護保険法に定める「国民の努力及び義務」
  - 自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生じる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めること
  - 要介護状態になった場合でも、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めること
  - 共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担すること

#### 2 介護保険のしくみ

##### (1) 保険者

- ・介護保険の保険者は、市町村及び特別区。
- ・制度運営を主体として行い、特別会計を設けて費用の見込みを立て、必要な費用を第1号被保険者から保険料として徴収。

##### (2) 被保険者

- ・市町村の区域内に住所を有する人のうち、40歳以上の人とその市町村の被保険者となり、年齢により2種類に区分。
  - 第1号被保険者 65歳以上の人
  - 第2号被保険者 40歳以上64歳未満の医療保険加入者

##### (3) 費用負担

- ・介護保険事業の費用は、国・県・市町村が定められた割合で負担。
- ・第1号被保険者の保険料は、給付費等から国庫負担・交付金等を差し引いた額。
- ・第1号被保険者保険料は、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間の計画期間を通じて財政の均衡を保つことができるように設定。

## 第2節 第6期計画期間の介護保険事業の運営状況

### 1 高齢者人口の推移

	第5期			第6期		
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者人口合計	57,820	59,757	61,930	63,932	65,418	66,740
65～74歳	30,038	31,074	32,610	33,851	34,295	34,545
75～84歳	21,041	21,526	21,704	21,997	22,516	23,148
85歳以上	6,741	7,157	7,616	8,084	8,607	9,047
総人口	240,478	239,040	237,776	236,159	234,429	232,680
高齢化率（八戸市）	24.0%	25.0%	26.0%	27.1%	27.9%	28.7%
高齢化率（青森県）	27.0%	27.9%	28.3%	30.0%	30.7%	31.4%
高齢化率（全国）	24.1%	25.1%	26.0%	26.8%	27.2%	27.7%

（出典）八戸市住民基本台帳

### 2 要介護（要支援）認定者の推移

		第5期				第6期				(29年9月)	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度		青森県	全国
		認定者数	認定者数	認定者数	構成比	認定者数	認定者数	認定者数	構成比	構成比	構成比
軽度	要支援1	403	465	521	4.8%	559	595	476	4.4%	8.9%	13.9%
	要支援2	828	921	1008	9.3%	1,027	1,009	695	6.4%	10.0%	13.7%
	要介護1	1,752	1,872	1,912	17.7%	1,945	2,021	2,093	19.3%	20.9%	20.1%
中度	要介護2	2,459	2,488	2,651	24.5%	2,722	2,651	2,698	24.8%	20.1%	17.5%
	要介護3	1,710	1,728	1,826	16.9%	1,932	2,000	1,945	17.9%	14.3%	13.2%
重度	要介護4	1,287	1,403	1,452	13.5%	1,503	1,572	1,598	14.7%	14.0%	12.2%
	要介護5	1,428	1,431	1,432	13.3%	1,397	1,353	1,362	12.5%	11.8%	9.5%
計 A		9,867	10,308	10,802	100.0%	11,085	11,201	10,867	100.0%	100.0%	100.1%
第1号被保険者数B		57,731	59,684	61,871		63,880	65,366	66,789		407,050	34,664,274
認定率 A/B		17.1%	17.3%	17.5%		17.4%	17.1%	16.3%		18.7%	18.5%
	軽度	5.2%	5.5%	5.6%		5.5%	5.5%	4.9%		7.4%	8.8%
	中度	7.2%	7.1%	7.2%		7.3%	7.1%	7.0%		6.4%	5.7%
	重度	4.7%	4.7%	4.7%		4.5%	4.5%	4.4%		4.8%	4.0%

（出典）各年度「介護保険事業状況報告（9月分）」報告値による。  
 ※第1号被保険者数には住所地特例対象施設入所者を含むため、市の高齢者人口（人口基本台帳）と一致しない。

### 3 所得段階別第1号被保険者数

- ・第6期介護保険料 基準月額5,900円(年額70,800円)。

所得段階 国の標準9段階を踏まえた10段階に見直し。

- ・低所得者対策 第1段階：公費による5%の保険料軽減を実施。

第2段階：保険料率を国の標準0.75から0.70に引き下げ。

平成27年～平成29年度(第6期計画)

(単位:人)

所得段階 (保険料率)	対 象 者	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階 (基準額×0.5)	市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 市民税世帯非課税で本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下 生活保護受給者	14,674 (21.9%)	14,630 (21.4%)	14,324 (21.1%)
第2段階 (基準額×0.70)	市民税世帯非課税者(世帯全員が市民税非課税者)で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	5,786 (8.6%)	6,172 (9.0%)	6,450 (9.5%)
第3段階 (基準額×0.75)	市民税世帯非課税者(世帯全員が市民税非課税者)で 前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	4,954 (7.4%)	4,949 (7.2%)	5,146 (7.6%)
第4段階 (基準額×0.90)	世帯の誰かが市民税課税 本人の前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下	10,720 (16.0%)	10,358 (15.1%)	9,523 (14.1%)
第5段階 (基準額×1.00)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が80万円超)	7,916 (11.8%)	8,196 (12.0%)	8,374 (12.4%)
第6段階 (基準額×1.20)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が120万円未満)	9,449 (14.1%)	9,905 (14.5%)	9,934 (14.7%)
第7段階 (基準額×1.30)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満)	7,387 (11.0%)	7,620 (11.1%)	7,491 (11.1%)
第8段階 (基準額×1.50)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満)	3,100 (4.6%)	3,258 (4.8%)	3,262 (4.8%)
第9段階 (基準額×1.70)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満)	1,122 (1.7%)	1,294 (1.9%)	1,202 (1.8%)
第10段階 (基準額×2.00)	市民税本人課税者 (前年の合計所得金額が400万円以上)	1,949 (2.9%)	1,991 (2.9%)	2,028 (3.0%)
合 計		67,057 ( )内は構成比	68,373 ( )内は構成比	67,734 ( )内は構成比

※各年度末現在(平成29年度は平成29年9月末現在)

※平成29年9月末現在の合計は併徴を含むため、第1号被保険者数と一致しない。

#### 4 介護給付費・地域支援事業費の状況

##### (1) 第6期計画期間見込額

		(単位：千円)			
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	第6期計
総費用 計画	居宅サービス	11,028,996	11,772,460	12,280,794	35,082,250
	訪問介護	2,935,931	3,264,515	3,515,784	9,716,230
	訪問入浴介護	167,010	176,248	182,836	526,094
	訪問看護	663,740	752,402	833,440	2,249,582
	訪問リハビリテーション	136,906	183,667	231,064	551,637
	居宅療養管理指導	52,406	54,747	56,539	163,692
	通所介護	2,995,064	3,209,776	3,246,204	9,451,044
	通所リハビリテーション	1,422,216	1,392,270	1,345,300	4,159,786
	短期入所生活介護	566,375	546,057	574,150	1,686,582
	短期入所療養介護	48,255	38,742	36,261	123,258
	特定施設入居者生活介護	227,236	214,366	207,951	649,553
	福祉用具貸与	579,048	628,952	673,418	1,881,418
	特定福祉用具販売	27,787	29,608	31,457	88,852
	住宅改修	54,324	61,714	69,148	185,186
	居宅介護支援	1,152,698	1,219,396	1,277,242	3,649,336
	地域密着型サービス	2,553,574	2,677,862	3,034,468	8,265,904
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	47,569	47,569
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	215,767	229,239	267,576	712,582
	小規模多機能型居宅介護	678,736	684,855	743,695	2,107,286
	認知症対応型共同生活介護	1,322,447	1,320,860	1,359,864	4,003,171
	地域密着型特定施設入居者生活介護	56,755	73,049	89,520	219,324
	地域密着型介護老人福祉施設	279,869	369,859	460,299	1,110,027
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	65,945	65,945
	地域密着型通所介護（※計画策定時無し）	-	-	-	-
	施設サービス	4,633,298	4,624,345	4,624,345	13,881,988
	介護老人福祉施設	1,690,165	1,686,899	1,686,899	5,063,963
	介護老人保健施設	2,083,112	2,079,087	2,079,087	6,241,286
	介護療養型医療施設	860,021	858,359	858,359	2,576,739
	療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0	0
	特定入所者介護サービス費	650,400	680,000	704,900	2,035,300
	高額介護サービス費等	292,400	303,800	313,500	909,700
	審査支払手数料	23,800	24,900	25,800	74,500
保険給付費 計 ①	19,182,468	20,083,367	20,983,807	60,249,642	
介護予防・日常生活支援総合事業費	38,206	42,000	488,417	568,623	
包括的支援事業・任意事業費	248,311	273,200	300,500	822,011	
地域支援事業費 合計 ②	286,517	315,200	788,917	1,390,634	
財政安定化基金拠出金 ③	0	0	0	0	
財政安定化基金償還金 ④	0	0	0	0	
総費用額 ①+②+③+④	19,468,985	20,398,567	21,772,724	61,640,276	

## (2) 第6期計画期間実績

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)	第6期計
総費用 実績（見込）	居宅サービス	10,598,603	10,489,784	10,717,504	31,805,891
	訪問介護	2,746,664	2,887,643	3,143,808	8,778,115
	訪問入浴介護	155,191	154,891	159,118	469,200
	訪問看護	588,993	637,253	680,682	1,906,928
	訪問リハビリテーション	85,831	89,508	101,503	276,842
	居宅療養管理指導	53,366	56,357	62,225	171,948
	通所介護	2,969,450	2,716,063	2,568,331	8,253,844
	通所リハビリテーション	1,410,915	1,325,363	1,329,984	4,066,262
	短期入所生活介護	548,859	553,590	568,433	1,670,882
	短期入所療養介護	49,342	53,270	62,369	164,981
	特定施設入居者生活介護	243,101	258,850	255,739	757,690
	福祉用具貸与	549,739	578,398	601,898	1,730,035
	特定福祉用具販売	22,102	22,640	22,966	67,708
	住宅改修	33,890	28,725	29,618	92,233
	居宅介護支援	1,141,160	1,127,233	1,130,829	3,399,222
	地域密着型サービス	2,420,771	2,833,098	3,133,762	8,387,631
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	2,762	18,877	21,639
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	193,460	204,174	218,114	615,748
	小規模多機能型居宅介護	602,769	654,717	642,239	1,899,725
	認知症対応型共同生活介護	1,301,089	1,309,575	1,360,251	3,970,915
	地域密着型特定施設入居者生活介護	44,838	43,659	42,682	131,179
	地域密着型介護老人福祉施設	278,615	265,897	360,068	904,580
	看護小規模多機能型居宅介護	0	8,148	100,903	109,051
	地域密着型通所介護（※計画策定時無し）	-	344,165	390,628	734,793
	施設サービス	4,571,851	4,547,489	4,681,013	13,800,353
	介護老人福祉施設	1,718,283	1,693,592	1,773,527	5,185,402
	介護老人保健施設	2,059,701	2,066,316	2,107,253	6,233,270
	介護療養型医療施設	793,867	787,581	800,233	2,381,681
	療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0	0
	特定入所者介護サービス費	494,697	487,927	476,581	1,459,205
	高額介護サービス費等	393,865	436,791	446,836	1,277,492
	審査支払手数料	21,923	22,415	21,875	66,213
保険給付費 計 ①	18,501,710	18,817,504	19,477,571	56,796,785	
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,052	101,374	381,672	518,098	
包括的支援事業・任意事業費	212,168	186,779	180,779	579,726	
地域支援事業費 計 ②	247,220	288,153	562,451	1,097,824	
財政安定化基金拠出金 ③	0	0	0	0	
財政安定化基金償還金 ④	0	0	0	0	
総費用額 ①+②+③+④	18,748,930	19,105,657	20,040,022	57,894,609	

### 第3節 第7期計画期間の見込み

#### 1 要介護（要支援）認定者数の見込み

\* 要介護（要支援）認定者数は、推計作業終了後記載

## 2 各サービス毎の見込み

### 居宅サービス

- ・居宅サービスは、自宅を中心に受けるサービスで、訪問してもらうサービス、施設に通うサービスなど、さまざまな種類がある。
- ・ケアマネジャーにケアプランを作成してもらい、(要支援者は地域包支援センターが介護予防ケアプランを作成) 安心してサービスを利用できるよう支援してもらう。

#### ◇ 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活に必要な援助を行う。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	80,118.3	84,628.1	90,519.9				
	人数(人)	2,797	2,848	2,879				
予防:人数(人/月)		357	355	177				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

#### ◇ 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきり等で入浴の困難な重度の要介護者等の身体の清潔保持、心身機能の維持等を図るために、居宅に入浴車で訪問し、浴槽を提供して看護職員・介護職員が入浴の介護を行う。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	1,141.3	1,142.1	1,129.3				
	人数(人)	221	208	205				
予 防	回数(回/月)	6.3	5.0	4.4				
	人数(人)	2	1	1				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

#### ◇ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護ステーション等の看護師等が居宅を訪問し、主治医との密接な連携に基づき療養上の支援をし、心身の機能の回復を図る。

訪問看護		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	9,057.3	10,486.2	11,543.2				
	人数(人)	1,036	1,081	1,112				
予 防	回数(回/月)	115.3	140.2	178.1				
	人数(人)	22	26	30				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。

急性期及び回復期の状態に対応し、身体機能の早期改善を目指す医療保険に対して、介護保険では維持期の状態に対応し、身体機能や生活機能の維持・向上を目指すこととされている。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	2,314.4	2,461.5	2,789.5				
	人数(人)	195	211	240				
予 防	回数(回/月)	188.6	148.7	162.2				
	人数(人)	21	17	17				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握して、療養上の管理や指導を行う。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護:人数(人/月)		676	766	783				
予防:人数(人/月)		7	7	8				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 通所介護

デイサービスセンター等に通い、入浴等の提供やこれらに伴う介護、生活面での相談やアドバイス及び機能訓練、レクリエーション等を行う。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	28,069.0	24,610.0	24,243.3				
	人数(人)	3,283	2,889	2,912				
予防:人数(人/月)		675	645	270				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載



◇ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医療施設や介護老人保健施設などに通い、心身の機能維持・回復を図り、日常生活での自立を促すよう理学療法、作業療法その他リハビリテーションを行う。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	回数(回/月)	12,147.8	11,492.0	11,092.7				
	人数(人)	1,392	1,323	1,289				
予防:人数(人/月)		182	195	229				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 短期入所生活介護・介護予防短期入所介護

介護老人福祉施設などに一時的に入所し、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話や機能訓練を受ける。

		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	日数(日/月)	5,400.1	5,540.9	5,234.6				
	人数(人)	523	550	542				
予 防	日数(日/月)	39.6	17.6	23.6				
	人数(人)	7	4	4				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

老人保健施設や介護療養型医療施設に一時的に入所し、看護・医学的管理下の介護や機能訓練を受ける。

短期入所療養介護 (老健)		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	日数(日/月)	385.7	410.3	436.5				
	人数(人)	50	49	51				
予 防	日数(日/月)	3.7	2.8	1.2				
	人数(人)	1	1	1				

短期入所療養介護 (病院)		第6期			第7期			37年度
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介 護	日数(日/月)	12.6	9.2	11.3				
	人数(人)	1	1	1				
予 防	日数(日/月)	1.2	0.0	0.0				
	人数(人)	1	0	0				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を図るために、適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行い、福祉用具を貸与する。車いす、特殊寝台、歩行器等。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護：人数（人/月）	3,423	3,584	3,704				
予防：人数（人/月）	191	221	251				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

入浴・排せつなどに使用される特定福祉用具は貸与になじまないため、購入費用の一部を支給する。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護：人数（人/月）	46	44	39				
予防：人数（人/月）	8	8	10				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅内においてより安全で自立した生活を確保するために行う住宅改修(手すりの取付、段差の解消、床材の変更、扉・便器の取替等)について、改修費用の一部を支給する。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護：人数（人/月）	21	19	14				
予防：人数（人/月）	6	5	5				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

#### ◇ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅の要介護者等が居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者や家族等の希望、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた居宅サービス計画を作成し、サービス事業所との連絡調整を行う。計画の対象となるサービスは、訪問サービス・通所サービス・短期入所サービス・福祉用具貸与。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護：人数（人/月）	6,257	6,246	6,258				
予防：人数（人/月）	1,136	1,131	765				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

#### 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービス。

#### ◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護職員と看護師が密接に連携しながら、日中・夜間を通じた短時間の定期的な訪問を行う。利用者の通報や電話等に対して随時対応。

八戸市では、第6期計画期間中に、初めてのサービス提供事業所が開設。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数（人/月）	—	5	10				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

#### ◇ 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回訪問・随時の通報によりホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、緊急時の対応等を行う。

（第6期計画期間まで、八戸市にはないサービス。）

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数（人/月）	—	—	—				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンター等に通い、入浴等の提供やこれらに伴う介護、生活面での相談やアドバイス及び機能訓練、レクリエーション等を行う。

	第 6 期			第 7 期			37 年度
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
回数 (回/月)		4,304.1	4,534.1				
人数 (人)		565	637				

\* 第 7 期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された高齢者等が、デイサービスセンター等に通い、食事・入浴等の介護や機能訓練を受ける。

	第 6 期			第 7 期			37 年度
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
介 護	回数 (回/月)	1,403.5	1,486.8	1,539.8			
	人数 (人)	145	156	163			
予 防	回数 (回/月)	7.7	5.1	8.0			
	人数 (人)	1	1	2			

\* 第 7 期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせることで、在宅における生活の継続を支援する。

	第 6 期			第 7 期			37 年度
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
介護: 人数 (人/月)	252	272	262				
予防: 人数 (人/月)	17	24	22				

\* 第 7 期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズの高い要介護認定者に対応するため、小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス。

※要支援の方の利用不可。

	第 6 期			第 7 期			37 年度
	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
人数 (人/月)	—	22	35				

\* 第 7 期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

## 施設・居住系サービス

施設サービス：高齢者の身体の状況や家族の状況などによって、家庭で生活することが困難な場合も高齢者の心身の状況などに応じて適切な生活な療養の場を提供する。  
居住系サービス：特定施設入居者生活介護、認知症対応型居宅介護。

### ◇ 介護老人福祉施設

老人福祉法に規定される特別養護老人ホーム。身体上又は精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要としている人で、在宅の生活が困難な場合に入所し、日常生活上の世話や機能訓練等を受ける。

新規に入所できるのは、原則要介護3以上。（やむを得ない事情がある場合、要介護1・2も入所可）

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数（人/月）	570	571	581				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

### ◇ 介護老人保健施設

病状が安定期にあって、リハビリテーション、看護・介護を中心としたケアを必要とする要介護者が入所し、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話、機能訓練等を受ける。

※要支援の方は、利用不可。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数（人/月）	671	671	673				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

### ◇ 介護療養型医療施設

療養病床等を有する病院又は診療所であって、長期にわたる療養を必要とする要介護者が入院し、療養上の管理、看護等のサービスを受ける。

※要支援の方は利用不可。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数（人/月）	201	198	204				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームやケアハウスなどに入居している要介護(要支援)者が、特定施設サービス計画に基づき、食事・入浴等の介護や機能訓練等のサービスを受ける。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護:人数(人/月)	106	116	115				
予防:人数(人/月)	2	3	4				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 地域密着型介護老人福祉施設

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、日常生活上の世話や機能訓練等を受ける。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数(人/月)	91	89	113				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者が、共同生活を営む住居において、日常生活上の世話及び機能訓練等のサービスを受ける。

※要支援1の方は利用不可。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
介護:人数(人/月)	443	447	450				
予防:人数(人/月)	1	0	0				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

◇ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な有料老人ホームなどで、食事・入浴等の介護や機能訓練等のサービスを受ける。

※要支援の方は利用不可。

	第6期			第7期			37年度
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	
人数(人/月)	18	17	17				

\* 第7期計画期間見込量は、推計作業終了後記載

### 3 介護給付費・地域支援事業費の見込額

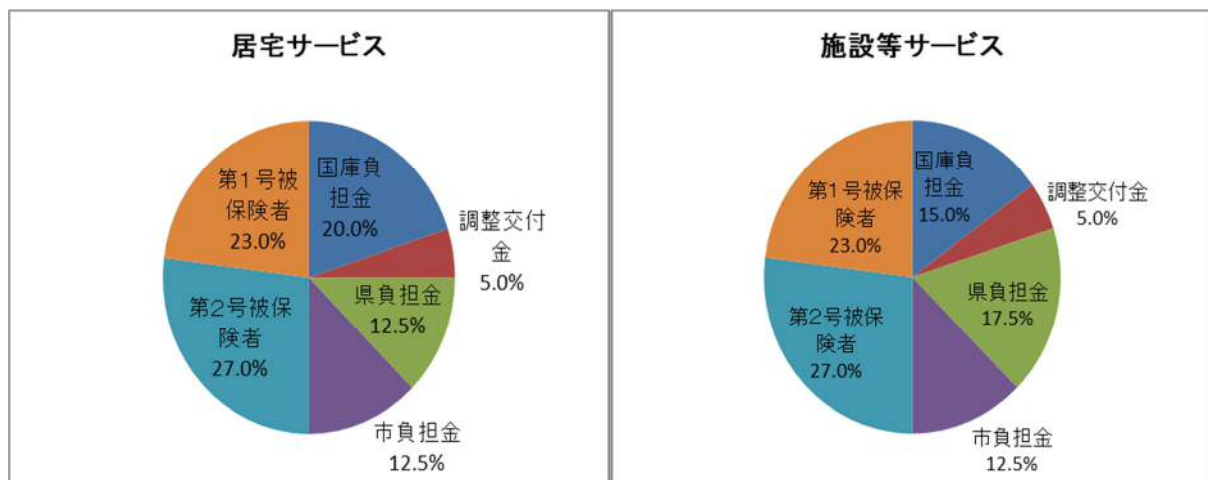
\* 介護給付費・地域支援事業費の見込額は、推計作業終了後記載

## 第4節 介護保険料

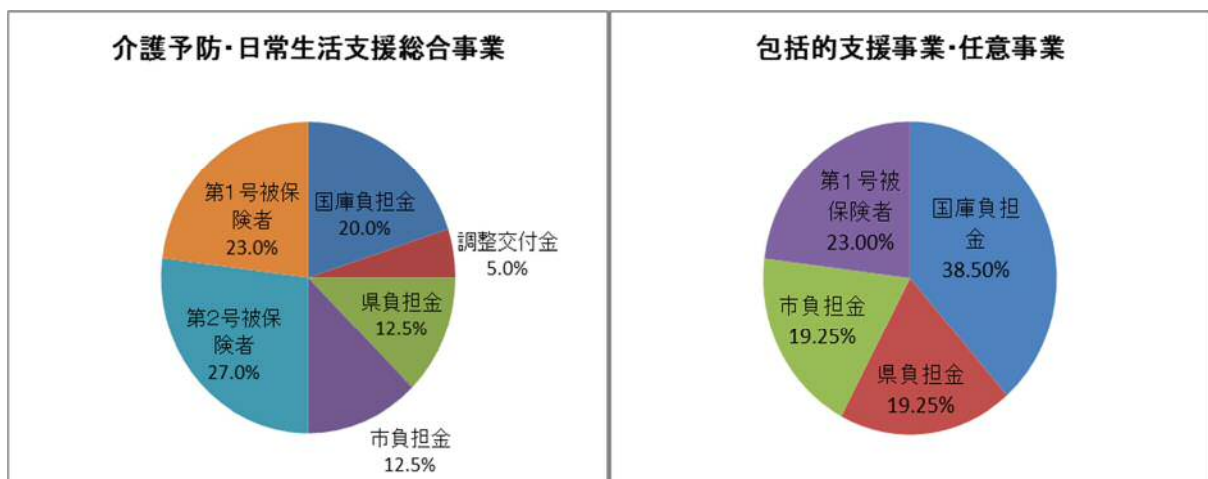
### 1 費用負担の仕組み

- ・介護給付・介護予防給付の費用は、公費負担が50%、保険料が50%。
- ・公費負担50%の内訳は、居宅サービスと施設等サービスで異なる。
- ・保険料負担の50%は、全国の被保険者が公平に費用を負担するよう、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合を、計画期間ごとの全国ベースの人口比率により定める。
- ・第1号被保険者の負担割合 第6期計画期間22%⇒第7期計画期間23%に引き上げ。
- ・地域支援事業費のうち、介護予防等事業費の費用負担は介護給付等と同じ。  
包括的支援事業費等 第2号被保険者の負担なし、その分を公費で負担。(国2:県1:市町村1)

#### (1) 介護給付費の負担割合



#### (2) 地域支援事業費の負担割合





## 2 第7期計画期間の費用負担に関する主な制度改正

### (1) 現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し【平成30年8月施行】

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げ。

(具体的な基準)

3割負担の具体的な基準は、医療保険における「現役並み所得者」の基準である「課税所得145万円」を、介護保険の負担割合の基準で既に用いられている指標に換算し、以下の基準の両方を満たしている場合とする。

【基準ア】 合計所得金額 220万円以上

【基準イ】 年金収入+その他の合計所得金額 340万円以上(※)

※世帯内に2人以上の第1号被保険者がいる場合は463万円以上

### (2) 調整交付金の見直し

#### ・調整交付金(給付費の約5%)

「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階(1~9段階)別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために交付。

・今後、2025年にかけて全国的に75歳以上人口が急増し、第1号被保険者に占める後期高齢者の割合も全国的に高くなると予測されており、後期高齢者加入割合のばらつきは縮小傾向となることを見込まれることから、調整交付金における年齢区分について、

現行 65~74歳 / 75歳以上

変更後 65~74歳 / 75歳~84歳 / 85歳以上

に細分化。

特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分。

### 3 保険料基準額

保険料基準額は、以下の方法で算定。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{介護保険料}} \\ \boxed{\text{基準額}} = \left[ \begin{array}{l} \boxed{\text{3年間に必要な}} \\ \boxed{\text{保険給付額}} \times \boxed{\text{第1号被保険者}} \\ \boxed{\text{負担割合23\%}} + \boxed{\text{調整交付金}} \\ \boxed{\text{相当額}} - \boxed{\text{調整交付金}} \\ \boxed{\text{見込額}} \end{array} \right] \\ \div \boxed{\begin{array}{l} \text{第1号被保険者数} \\ \text{(所得段階によって異なる負担割合を} \\ \text{調整した3年間の延べ人数)} \end{array}} \\ \div \boxed{\begin{array}{l} \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \end{array}} \div \boxed{\text{12か月}} \end{array}$$

※ 第7期計画期間の保険料は、介護報酬改定により保険給付額が変動するため、改定率決定後に算定。高齢者人口の増加に伴い、第1号被保険者の負担割合が22%から23%へ1%増上昇し、要介護認定者の増加も見込まれるため、第6期保険料より上がる見込み。

## 八戸市介護給付適正化計画

## 八戸市介護給付適正化計画

### 1. 計画の目的

介護保険法第117条第2項第3号、第4号の規定により、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すとともに、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的に策定するものです。

### 2. 計画期間

八戸市高齢者福祉計画の計画期間と同じ平成30年度から平成32年度の3年間とします。

### 3. 八戸市高齢者福祉計画・第4期青森県介護給付適正化計画との関係

「介護保険事業に関する保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ、八戸市高齢者福祉計画及び第4期青森県介護給付適正化計画と整合性を有するものとなっています。

4. 第3期（平成27年度～平成29年度）の検証

(1) 主要5事業

【「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」及び、「青森県介護給付適正化計画」により、着実に実施することとされた主要な事業】

	要介護認定の適正化	ケアプランの点検	住宅改修等の点検																																																																																													
			（住宅改修の点検）		（福祉用具購入・貸与調査）																																																																																											
事業の趣旨	全ての要介護認定に係る認定調査について、調査票を点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図る為に行うものです。	介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、保険者が点検及び支援を行う事により、個々の受給者が真に必要なサービス提供を確保し、その状態に適合していないサービス提供を改善するものです。	保険者が、住宅改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を行って施工状況を点検することにより、受給者の状態に合わない必要以上の工事を防ぐものです。		保険者が福祉用具利用者に対する訪問調査等を行って、福祉用具の必要性や利用状況等について点検や指導を行うことにより、受給者の身体の状態に応じた適切な福祉用具の利用を進めるものです。																																																																																											
実施方法	市職員又は指定事務受託法人による認定調査及び、指定居宅介護支援事業所に委託して行う認定調査の結果について、保険者が全ての内容を確認し、必要に応じて照会や指導を行いました。 また、調査員全体の技術力向上を目的として、県が実施する新任者、現任者研修への参加に加え、市独自に認定調査員研修を実施したほか、認定調査員向けe-ラーニングシステムの活用を推奨しました。	年度毎に、点検対象（事業所）の絞り込み方法を決定し、面談を通じて、アセスメントを重視して介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の視点があるか、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性等を検証、確認しました。	居宅介護住宅改修の申請を受け、介護保険の対象となる住宅改修を初めて施工する業者や、改修箇所の多い工事等を抽出し、施工前若しくは施工後に訪問調査を行い、施工状況等を確認しました。 また、庁内の建築士有資格者に依頼し、専門的な視点による点検を実施しました。		住宅改修の訪問調査に併せ、福祉用具の利用についても調査を行い、適正な利用の確認や指導を行いました。 また、調査の参考とするため福祉用具貸与費について同品目における価格を比較し、高額である事業所に理由の確認を行いました。																																																																																											
実施状況	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">認定調査票点検状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>9,328件</td> <td>8,944件</td> <td>8,760件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">認定調査員等研修会開催状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度</td> </tr> <tr> <td>実施日</td> <td>H27.7.23</td> <td>H28.8.9</td> <td>H29.7.31</td> </tr> <tr> <td>参加事業所数</td> <td>100事業所</td> <td>82事業所</td> <td>69事業所</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>124人</td> <td>82人</td> <td>170人</td> </tr> </table> 認定調査員向けe-ラーニングシステム登録者数 平成29年4月1日現在 登録者数110人	認定調査票点検状況					27年度	28年度	29年度(見込)	件数	9,328件	8,944件	8,760件	認定調査員等研修会開催状況					27年度	28年度	29年度	実施日	H27.7.23	H28.8.9	H29.7.31	参加事業所数	100事業所	82事業所	69事業所	参加人数	124人	82人	170人	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">ケアプラン点検状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>絞り込み方法</td> <td>福祉用具の貸与に係る相談等</td> <td>有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等</td> <td>有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等</td> </tr> <tr> <td>実施件数</td> <td>7件</td> <td>13件</td> <td>40件</td> </tr> </table>	ケアプラン点検状況					27年度	28年度	29年度(見込)	絞り込み方法	福祉用具の貸与に係る相談等	有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等	有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等	実施件数	7件	13件	40件	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">訪問調査状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>340件</td> <td>273件</td> <td>270件</td> </tr> <tr> <td>調査件数</td> <td>26件</td> <td>27件</td> <td>27件</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">貸与価格確認状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>事業所確認件数</td> <td>6件</td> <td>3件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	訪問調査状況					27年度	28年度	29年度(見込)	申請件数	340件	273件	270件	調査件数	26件	27件	27件	貸与価格確認状況					27年度	28年度	29年度(見込)	事業所確認件数	6件	3件	7件	<table border="1"> <tr> <th colspan="4">訪問調査状況</th> </tr> <tr> <td></td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> <td>29年度(見込)</td> </tr> <tr> <td>申請件数</td> <td>691件</td> <td>674件</td> <td>700件</td> </tr> <tr> <td>調査件数</td> <td>5件</td> <td>6件</td> <td>7件</td> </tr> </table>	訪問調査状況					27年度	28年度	29年度(見込)	申請件数	691件	674件	700件	調査件数	5件	6件	7件
認定調査票点検状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度(見込)																																																																																													
件数	9,328件	8,944件	8,760件																																																																																													
認定調査員等研修会開催状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度																																																																																													
実施日	H27.7.23	H28.8.9	H29.7.31																																																																																													
参加事業所数	100事業所	82事業所	69事業所																																																																																													
参加人数	124人	82人	170人																																																																																													
ケアプラン点検状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度(見込)																																																																																													
絞り込み方法	福祉用具の貸与に係る相談等	有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等	有料老人ホーム他に併設居宅介護支援事業所等																																																																																													
実施件数	7件	13件	40件																																																																																													
訪問調査状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度(見込)																																																																																													
申請件数	340件	273件	270件																																																																																													
調査件数	26件	27件	27件																																																																																													
貸与価格確認状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度(見込)																																																																																													
事業所確認件数	6件	3件	7件																																																																																													
訪問調査状況																																																																																																
	27年度	28年度	29年度(見込)																																																																																													
申請件数	691件	674件	700件																																																																																													
調査件数	5件	6件	7件																																																																																													
課題	業務分析データより、一部に一次判定の偏りがあると指摘がありました。効果的な認定調査票の確認や、認定調査員全体のスキルアップに向けた取り組みが必要です。	点検時間の確保や実施体制の確立が困難となっています。介護支援専門員への効果的な点検内容のフィードバック方法の検討が必要です。	施工業者により材料費や経費等金額にバラつきがあります。また、施工内容に、「無ければ困る」ではなく、「あれば便利」程度と思われるものも見受けられます。 施工内容のチェックはもちろん、介護保険の事業であることを施工業者によく理解していただくことが必要です。		利用者の状況の多様化から、複合的な機能を有する福祉用具も増えてきており、保険者としての適性の有無の判断が複雑化してきています。情報収集・分析能力を高めることが必要です。																																																																																											

	縦覧点検・医療点検との突合		給付費通知																																																																																											
	(縦覧点検)	(医療情報との突合)																																																																																												
事業の趣旨	受給者ごとに介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行うことにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。	受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の確認を行うものです。	保険者から受給者本人（家族を含む）に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果をあげるものです。																																																																																											
実施方法	<p>○算定期間回数制限チェック※ 複数月にまたがる請求明細書を点検することで、算定回数の確認やサービス種類間の給付の整合性について確認を行いました。</p> <p>○単独請求明細書における算定期間回数制限チェック※ 単独月の請求明細書を点検することで、算定期間や回数の制限を超えて請求している場合等について確認を行いました。</p> <p>○重複請求縦覧チェック※ サービス受給日数が受給可能日数を超えている場合や、本来受給できないサービスを重複して請求している場合等について確認を行いました。</p> <p>○居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック※ サービス実績がないにもかかわらず、サービス計画費の請求がある場合や、ケアプランとサービス実績が矛盾している場合等について確認を行いました。</p> <p>○入退所を繰り返す受給者チェック 初期加算の算定要件を満たしているか確認を行いました。</p> <p style="text-align: right;">※…青森県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）への委託により実施</p>	介護と医療の重複支給の可能性があるデータを抽出し、介護・医療の両事業所に事実確認を行いました。（国保連への委託により実施）	要介護認定の更新対象者のうち、在宅サービス利用の要介護1～3の方を対象に、利用したサービスの種類、事業所名、利用金額等を記載した通知書を送付しました。																																																																																											
実施状況	<p><b>【27年度】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック項目</th> <th>確認件数</th> <th>返還件数</th> <th>返還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定期間回数制限チェック</td> <td rowspan="2">1,835件</td> <td rowspan="2">112件</td> <td rowspan="2">445,719円</td> </tr> <tr> <td>単独請求明細書における算定期間回数制限チェック</td> </tr> <tr> <td>重複請求縦覧チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入退所を繰り返す受給者チェック</td> <td>606件</td> <td>0件</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【28年度】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック項目</th> <th>確認件数</th> <th>返還件数</th> <th>返還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定期間回数制限チェック</td> <td rowspan="2">1,828件</td> <td rowspan="2">152件</td> <td rowspan="2">1,995,074円</td> </tr> <tr> <td>単独請求明細書における算定期間回数制限チェック</td> </tr> <tr> <td>重複請求縦覧チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入退所を繰り返す受給者チェック</td> <td>557件</td> <td>4件</td> <td>18,396円</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【29年度（見込）】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>チェック項目</th> <th>確認件数</th> <th>返還件数</th> <th>返還金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>算定期間回数制限チェック</td> <td rowspan="2">1,800件</td> <td rowspan="2">150件</td> <td rowspan="2">132,000円</td> </tr> <tr> <td>単独請求明細書における算定期間回数制限チェック</td> </tr> <tr> <td>重複請求縦覧チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入退所を繰り返す受給者チェック</td> <td>550件</td> <td>10件</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額	算定期間回数制限チェック	1,835件	112件	445,719円	単独請求明細書における算定期間回数制限チェック	重複請求縦覧チェック				居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック				入退所を繰り返す受給者チェック	606件	0件	0円	チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額	算定期間回数制限チェック	1,828件	152件	1,995,074円	単独請求明細書における算定期間回数制限チェック	重複請求縦覧チェック				居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック				入退所を繰り返す受給者チェック	557件	4件	18,396円	チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額	算定期間回数制限チェック	1,800件	150件	132,000円	単独請求明細書における算定期間回数制限チェック	重複請求縦覧チェック				居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック				入退所を繰り返す受給者チェック	550件	10件	28,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>37件</td> <td>644件</td> <td>37件</td> </tr> <tr> <td>返還件数</td> <td>5件</td> <td>582件</td> <td>17件</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>23,940円</td> <td>1,613,073円</td> <td>254,000円</td> </tr> </tbody> </table>		27年度	28年度	29年度（見込）	確認件数	37件	644件	37件	返還件数	5件	582件	17件	返還金額	23,940円	1,613,073円	254,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度（見込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付人数</td> <td>2,963人</td> <td>2,787人</td> <td>2,900人</td> </tr> <tr> <td>記載件数</td> <td>16,262件</td> <td>15,624件</td> <td>16,000件</td> </tr> </tbody> </table>		27年度	28年度	29年度（見込）	送付人数	2,963人	2,787人	2,900人	記載件数	16,262件	15,624件	16,000件
チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額																																																																																											
算定期間回数制限チェック	1,835件	112件	445,719円																																																																																											
単独請求明細書における算定期間回数制限チェック																																																																																														
重複請求縦覧チェック																																																																																														
居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック																																																																																														
入退所を繰り返す受給者チェック	606件	0件	0円																																																																																											
チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額																																																																																											
算定期間回数制限チェック	1,828件	152件	1,995,074円																																																																																											
単独請求明細書における算定期間回数制限チェック																																																																																														
重複請求縦覧チェック																																																																																														
居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック																																																																																														
入退所を繰り返す受給者チェック	557件	4件	18,396円																																																																																											
チェック項目	確認件数	返還件数	返還金額																																																																																											
算定期間回数制限チェック	1,800件	150件	132,000円																																																																																											
単独請求明細書における算定期間回数制限チェック																																																																																														
重複請求縦覧チェック																																																																																														
居宅介護支援請求におけるサービス実施状況チェック																																																																																														
入退所を繰り返す受給者チェック	550件	10件	28,000円																																																																																											
	27年度	28年度	29年度（見込）																																																																																											
確認件数	37件	644件	37件																																																																																											
返還件数	5件	582件	17件																																																																																											
返還金額	23,940円	1,613,073円	254,000円																																																																																											
	27年度	28年度	29年度（見込）																																																																																											
送付人数	2,963人	2,787人	2,900人																																																																																											
記載件数	16,262件	15,624件	16,000件																																																																																											
課題	委託により点検している項目は固定されていますが、委託以外の項目についても柔軟に点検する必要があります。また、請求誤りを未然に防ぐ取り組みが求められます。	委託により効率的に点検を行っていますが、今後は請求誤りを未然に防ぐ取り組みが求められます。	通知書の内容からサービス見直しや不適正な請求の判明に至ったケースはなく、啓発効果を高めるには、発送件数を増やすよりも、実施方法の見直しが必要です。																																																																																											

(2) 主要5事業以外の取組

	認知症加算や利用サービスの整合性についての点検	軽度者における福祉用具貸与条件についての点検																																
事業の趣旨	介護報酬の支払状況及び要介護認定情報をもとに、提供されたサービスの整合性について点検を行うことにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。	要支援1～要介護1の軽度の要介護認定者で一定の条件を満たさず貸与を行っているケースを点検することにより、適正なサービスの提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図るものです。																																
実施方法	介護保険事業運営総合支援システムにより介護報酬の支払状況と要介護認定情報を突合することにより、認知症加算の算定要件や歩行器貸与の整合性、短期入所中のサービス利用状況について確認を行いました。	介護保険事業運営総合支援システムにより介護報酬の支払状況と要介護認定情報を突合し、条件を満たしていないケースについて確認を行いました。																																
実施状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>78件</td> <td>23件</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>返還件数</td> <td>32件</td> <td>12件</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>48,000円</td> <td>41,400円</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>		27年度	28年度	29年度(見込)	確認件数	78件	23件	40件	返還件数	32件	12件	2件	返還金額	48,000円	41,400円	21,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>29年度(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確認件数</td> <td>7件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>返還件数</td> <td>3件</td> <td>5件</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>返還金額</td> <td>16,290円</td> <td>2,430円</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>		27年度	28年度	29年度(見込)	確認件数	7件	5件	5件	返還件数	3件	5件	5件	返還金額	16,290円	2,430円	15,000円
	27年度	28年度	29年度(見込)																															
確認件数	78件	23件	40件																															
返還件数	32件	12件	2件																															
返還金額	48,000円	41,400円	21,000円																															
	27年度	28年度	29年度(見込)																															
確認件数	7件	5件	5件																															
返還件数	3件	5件	5件																															
返還金額	16,290円	2,430円	15,000円																															
課題	特定の加算や項目の点検に偏っているため、適切な給付につながるよう多方面から点検する必要があります。	特定の加算や項目の点検に偏っているため、適切な給付につながるよう多方面から点検する必要があります。																																

5. 事業ごとの目標

(1) 主要5事業

	要介護認定の適正化	ケアプランの点検	住宅改修等の点検																																											
			(住宅改修の点検)		(福祉用具購入・貸与調査)																																									
実施方法	引き続き、全ての認定調査の結果について、保険者による点検等を実施します。また、調査員全体の技術力向上のため、継続して市独自の研修を実施するほか、e-ラーニングシステムの積極的な活用を更に促します。	効果的な点検となるよう、対象事業者の絞り込み方法を毎年度見直し、面談を通じて、アセスメントを重視して介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の視点があるか、居宅サービス計画等の内容と請求結果との整合性等を検証、確認します。 更に報酬算定の適正化検証を目的として、給付適正化システム等を活用し対象を絞り込んだケアプラン点検を行います。	保険者への居宅介護住宅改修費の申請を受け、改修工事を施工する前に受給者宅の実態確認又は工事見積書の点検を行うとともに、施工後の訪問、又は竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。 施工業者の登録制度を検討します。 市内の建築士有資格者による、専門的な視点による点検を引き続き実施します。		引き続き、保険者による福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。 また、平成30年10月より、福祉用具貸与費について商品ごとに貸与価格の上限が設けられることから、上限を超えるケースがないか点検を行います。																																									
実施目標	<p>認定調査票のチェック</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>認定調査員等研修会 引き続き年一回開催し、事前に参加者から興味のあるテーマを聞くなどして、より効果のある研修会にします。</p> <p>認定調査員向けe-ラーニングシステム受講の推奨 周知に努めるとともに、受講状況について定期的に確認します。</p>		30年度	31年度	32年度	件数				<p>ケアプラン点検</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		30年度	31年度	32年度	件数				<p>訪問調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地調査件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度	申請件数				現地調査件数				<p>訪問調査</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>現地調査件数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度	申請件数				現地調査件数			
	30年度	31年度	32年度																																											
件数																																														
	30年度	31年度	32年度																																											
件数																																														
	30年度	31年度	32年度																																											
申請件数																																														
現地調査件数																																														
	30年度	31年度	32年度																																											
申請件数																																														
現地調査件数																																														



	縦覧点検・医療点検との突合						給付費通知																				
	(縦覧点検)			(医療情報との突合)																							
実施方法	引き続き、点検業務の一部を国保連へ委託することにより効率的に点検を行います。また、国保連より給付実績をもとに提供される縦覧点検帳票を積極的に活用し、点検項目の拡充を図るとともに、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。			引き続き点検業務の一部を国保連へ委託することにより効率的に点検を行うとともに、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。			送付対象者やサービスの内容について、更なる絞り込みをするなど、効果的な実施方法を検討して実施します。																				
実施目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度	点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度			
30年度	31年度	32年度																									
点検項目を拡充し、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。																									
30年度	31年度	32年度																									
事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。																									
30年度	31年度	32年度																									

(2) 主要5事業以外の取組

	認知症加算や利用サービスの整合性についての点検	軽度者における福祉用具貸与条件についての点検							
実施方法	引き続き、認知症加算や利用サービスの整合性についての点検を行うとともに、認定調査や主治医意見書による利用者の状態とサービス利用状況に食い違いがないか点検を行います。	引き続き、軽度者における福祉用具貸与条件についての点検を行うとともに、認定調査や主治医意見書による利用者の状態とサービス利用状況に食い違いがないか点検を行います。							
実施目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>30年度</th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> <td>訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。</td> </tr> </tbody> </table>			30年度	31年度	32年度	福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。
	30年度	31年度	32年度						
福祉用具貸与費について重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	通所系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。	訪問系サービスについて重点的に点検を行います。また、事業所へ返還事例を周知することで請求誤りの防止に努めます。							

## 第7期計画における介護サービス基盤整備（案）について

## ○ 介護サービス基盤整備の考え方

1. 特別養護老人ホーム入所待機者の解消（地域密着型介護老人福祉施設）
2. 将来増加が見込まれる認知症高齢者等への対応（認知症対応型共同生活介護）
3. 在宅介護の不安感・負担感の解消（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護）
4. 高齢者人口の増加・地域包括ケアシステムの深化（地域密着型介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護）
5. 県医療計画との整合性を図り、入院から在宅に移行する方への対応（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護）

## ○ 第7期計画における介護サービス基盤整備（保険料月額への影響額 47円程度）

（第6期整備後）

サービス種類	八戸市			高齢者人口10万人未満 21中核市平均		高齢者1千人当たりの定員		第7期 整備数	公募選定 (予定)	事業開始 (予定)
	事業所数	定員数	平成29年7月 稼働率	事業所数	定員数	21中核市平均	八戸市 (順位)			
介護老人福祉施設	9施設	565床	97.6%	15施設	1088床	15.3床	10.8床 (21番目)	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設 (短期入所生活介護併設)	6施設	145床	98.0%	8施設	218床			58床 (2施設)	30年度	32年度
介護老人保健施設	7施設	730床	92.0%	10施設	875床	10.3床	11.1床 (8番目)	-	-	-
特定施設入居者生活介護	3事業所	129床	86.0%	12事業所	619床	7.8床	2.2床 (21番目)	-	-	-
地域密着型特定施設入居者生活介護	1事業所	17床	95.8%	2事業所	46床			-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (夜間対応型訪問介護(新)併設)	2事業所	-	-	3事業所	-	-	-	1事業所	30年度	31年度
夜間対応型訪問介護(新)	-	-	-	0.2事業所	-	-	-	1事業所	-	30年度
認知症対応型通所介護	8事業所	96名	59.4%	12事業所	128名	1.5名	1.5名 (6番目)	-	-	-
小規模多機能型居宅介護	12事業所	-	-	18事業所	-	-	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	32事業所	465床	97.0%	37事業所	560床	6.6床	7.1床 (8番目)	27床	9床 30年度	31年度前半
									18床 30年度	31年度後半
看護小規模多機能型居宅介護	2事業所	-	-	2事業所	-	-	-	2事業所	30年度	31年度

※上記のほか、定員（登録定員）の上限に満たない認知症対応型共同生活介護を3床、小規模多機能型居宅介護を5名、それぞれ増床（員）する。

## 八戸市高齢者福祉計画（素案）に対する パブリックコメント実施について

- 1 意見募集期間 平成29年12月21日(木)～平成30年1月19日(金)(30日間)
- 2 提出方法及び提出先 意見記入用紙、または住所、氏名、電話番号、ご意見を明記した任意の様式により、郵送、FAX、電子メール、持参のいずれかの方法で高齢福祉課か介護保険課へ提出
- 3 縦覧場所 市庁本館・別館受付、高齢福祉課、介護保険課、南郷事務所、各市民サービスセンター、各公民館、市ホームページ
- 4 その他
  - ・ご意見に対しては個別の回答はせず、平成30年1月末を目途に概要を公表
  - ・氏名等記載がないものは受付せず

### <今後のスケジュール>

- 平成30年1月29日(月)
- ・パブリックコメント実施結果
  - ・保険料(案)
  - ・八戸市高齢者福祉計画(案)(冊子)

※ 介護報酬改定が未定の場合は、平成30年2月9日(金)に保険料(案)を審議